



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	IBRD協定成立の基本論理:「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察 (1)
Author(s)	本間, 雅美
Citation	経済學研究, 37(1), 43-78
Issue Date	1987-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31764
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(1)P43-78.pdf



IBRD 協定成立の基本論理

——「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察 (1) ——

本 間 雅 美

問題の所在

戦後の国際経済関係の制度的枠組を構成していた、いわゆる「ブレトン・ウッズ体制」が事実上崩壊して久しい。しかもこんにちの「国際通貨」不安と発展途上国の債務累積問題の深化に直面して「新しい国際通貨秩序」が一層強く求められてきているという現在、このような混沌の淵にはまり込んでしまった世界経済に対峙すべく「新しいブレトン・ウッズ会議」¹⁾の開催が強く叫ばれてきている。しかし、「第2のブレトン・ウッズ会議」の開催といっても、再び「ブレトン・ウッズ」の時代に後戻りできぬ以上、それが単純に「ブレトン・ウッズ」への回帰を意味するものではないことは、いうまでもあるまい。それは、ロナルド・I. マッキンノン (Ronald I. McKinnon) が日・独・米間の「新三国通貨協定」²⁾を提言していることから明らかである。

では、一見して「新三国通貨協定」とは対立するかに見える「新しいブレトン・ウッズ会議」の要請は、いったいいかなる歴史上の文脈において理解されるべきであろうか。私は、その際、戦後国際経済関係の再編成の根底に次の対立的問題が横たわっていたことに注目したい。すなわち、一方では国際経済関係の安定にはグローバルな普遍的「国際協力」が法的に要請されるのに、他方では為替相場の変動、開発や債務返済問題に象徴される現在の世界経済の内的編成の再編にはブレトン・ウッズの法的な普遍主義と決別することが必要であるという二律背反的対立である。このことは、別言すれば、こんにちの世界経済の内的編成を安定的に再建するためには、マッキンノンの主観的意図とは別に、ブレトン・ウッズの法的な対称性にもとづくグローバルな「国際協力」と基軸通貨国間の特殊な「国際協力」とのそれぞれ一方ではなく、その双方がともに必要とされているという問題に他ならないのである。それはまた、戦後の国際経済関係秩序が根底から否定されつつあるという客観的事実を示している証ともいえよう³⁾。

- 1) Robert D. Muldoon, "Rethinking the Ground Rules for an Open World Economy", *Foreign Affairs* (以下、FAと略記する), Vol. 61, No. 5, 1983, pp. 1078-1098.
- 2) Ronald McKinnon, *An International Standard for Monetary Stabilization*, Washington, D. C. 1984, pp. 61-66. なお、マッキンノンの議論については、山本栄治『『ドル本位制』下のゲームのルール——マッキンノンの新三国通貨協定案が意味するもの——』『金融経済』217号, 1986年4月が興味深い検討を行なっているので参照されたい。

- 3) ここでの議論については、W. M. Scammell, *International Monetary Policy: Bretton Woods and After*, London, 1975, pp. 244-247; Benjamin J. Cohen, *Organizing the World's Money, the Political Economy of International Monetary Relations*, New York, 1977, pp. 254-268; Loukas Tsoukalis, "The New International Monetary 'System' and Prospects for Reform", id., (ed.), *The Political Economy of International Money, In Search of a New*

ところで、以上の議論ともかかわって、いわゆるパックス・アメリカナの崩壊後の国際システムの再建の議論と関連して、近年とみに論壇をにぎわしてきているチャールズ・P. キンドルバーガー (Charles P. Kindleberger) により代表される「覇権安定の理論」をめぐる一

Order, London, 1985, pp. 283-304, なお、邦語文献については、島崎久彌「国際通貨制度改革問題の一考察」『経済系』(関東学院大学) 第146集, 1986年3月, 28頁, 小野朝男『国際通貨体制』ダイヤモンド社, 1976年, 第3編「国際通貨体制の将来」, 同「国際通貨体制の将来—通貨改革の政治経済学—」小野朝男編『金 外国為替 国際金融』ダイヤモンド社, 1986年, 第9章, 村野孝「国際通貨体制の願望と展望(2)―「相称制」対「非相称制」―」『経済学紀要』(亜細亜大学) 第9巻第1号, 1983年, 芦矢栄之助『キー・カレンシーの生命』日本経済新聞社, 1979年を参照されたい。また、これを発展途上国からみた「非対称性」として検討した数少ない研究業績として、中西市郎『国際金融—理論と現実』新評論, 1985年, 第10章がある。併せて参照されたい。ところで、R. N. クーパーによれば、「新しいブレトン・ウッズ会議」の開催は全く時期尚早であるという。為替相場の変動は世界市場の分断をもたらし遅かれ早かれ既存の国際協定の調整問題を惹起せざるをえないというのが、彼の「第2のブレトン・ウッズ会議」に対する回答に他ならなかった (Richard N. Cooper, "A Monetary System for the Future", *FA*, Vol. 63, No. 1, 1984, p. 166)。また、キンドルバーガーによれば、マッキンソンの「新三国通貨協定」は、ドイツ、日本、そして発展途上国にとって決定的に魅力を欠く一面があるとして、同提案には否定的な見解を述べている (C. P. Kindleberger, *International Money*, London, 1981, p. 315。邦訳『インターナショナル・マネー』産業能率大学出版部, 1983年, 243-245頁, ditto, "Dominance and Leadership in the International Economy", *International Studies Quarterly*, Vol. 25, No. 2, June 1981, p. 253)。なお、世銀が世界的な債務累積問題に直面して、控え目な「触媒」という役目から先進国政府、民間金融機関、国際金融機関の「調整者」または途上国の経済政策を変更させるためのとして融資を用いる「監視者」という新たな役割を要請されているという事実 (*The Economist*, Vol. 130, September 27, 1986, Survey 1-56) は、国際政府が存在しえないという現在の状況下においては IMF, 世銀, OECD のような超国家機関が「国際協力」のリーダーシップを発揮し、国際公共財をだれが生産し供給するかを決めるべきであるという、いわゆ

連の論争は⁴⁾、私見によれば、いわゆる「ブレトン・ウッズ体制」の成立をめぐる展開された財務省通貨調査局, H. D. ホワイト (Harry D. White) の「ユニバーサル・アプローチ」と J. H. ウィリアムズ (John H. Williams) の「キー・カレンシー・アプローチ」の論争のアナロジーを想起させるものがあるという点で、とくに注目されよう。

さて、そこで、ブレトン・ウッズの論争が回顧されるべきとすれば、直ちに次の問題が問われなければならない。すなわち、「ブレトン・ウッズ体制」の成立は事実上、アメリカの双務主義的な対英金融援助やマーシャル・プランに代表される英米の「特別な関係」が産婆役となったことは周知の通りであるが、それでは、「ブレトン・ウッズ体制」はその法的な構成原理たる普遍的な「多角主義」ではなく、J. H. ウィリアムズの「キー・カレンシー・アプローチ」に依拠して「双務主義」的に展開されてきたという事実をどのように評価したらよいかという

る「最後の貸手」問題の核心にかかわっているといっても過言ではあるまい。この点については、C. P. Kindleberger, "International Public Goods Without International Government", *American Economic Review* (以下 *AER* と略記する), Vol. 76, No. 1, March 1986, pp. 1-13; Ralph C. Bryant, *Money and Monetary Policy in Independent Nations*, Washington, 1980, pp. 480-481. なお、本稿の視点と異なるが、現代の「国際通貨協力」の軸として国際的な公信用の伸張を強調する最近の研究業績の到達点を示すものとして、松井安信『マルクス信用論と金融政策』ミネルバ書房, 1973年, 第6章, 深町郁彌『現代資本主義と国際通貨』岩波書店, 1981年, 第5章があげられよう。

- 4) Charles P. Kindleberger, *Keynesianism VS. Monetarism and Other Essays in Financial History*, London, 1985, pp. 155-6. なお、「覇権安定」理論の検討については、差し当たり山本栄治, 『Hegemonic Stability』理論と戦間期の基軸通貨交替をめぐる論争』『商學論叢』(福岡大学) 第29巻第4号, 1985年を参照されたい。また、覇権と国際システムを歴史的に検討した最近の本邦の文献としては、荒川弘『世界経済の秩序とパワー』有斐閣, 1983年, 坂本正弘『パックス・アメリカナの国際システム』有斐閣, 1986年が挙げられよう。

問題がこれである⁵⁾。これは、いわゆる戦後国

際経済関係再編成の構想原理の「修正」問題⁶⁾

- 5) プレトン・ウッズの先駆的研究業績としては、Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective*, (New expanded edition), New York, 1980, 邦訳『国際通貨体制成立史(上・下)』東洋経済新報社, 1973年が挙げられよう。さらに、最近のプレトン・ウッズに新たな光をあてる試みとしては、Alfred E. Eckes, Jr. *A search for Solvency*, Austin, 1975; R. W. Oliver, *International Economic Co-operation and the World Bank*, London, 1975; Armand Van Dormael, *Bretton Woods*, London, 1978, がある。なお、本邦の最近の業績としては、島崎久弥「プレトン・ウッズ体制成立史前史の予備的考察」『経済系』(関東学院大学)第123集, 1980年, 麻田四郎「プレトン・ウッズへの途」『商学討究』(小樽商科大学)第32巻第2号, 1981年, 同, 「IMFの発足」『商学討究』第33巻第2・3合併号, 1982年がある。

しかしながら、私が不満を禁じえないのは、いずれの研究業績も、戦後再編過程における「多角主義」と「双務主義」の対立と協調が戦後再編構想それ自体に内在する「国際協力」の原理上の対立のあらわれとしてではなく、その形成過程における派生現象にすぎなかったとみている点では共通しているということである。私見によれば、こうした接近方法は、戦後再編の実践過程において、プレトン・ウッズの多角主義的な「普遍的アプローチ」がマーシャル・プランに代表される双務主義的な「地域主義アプローチ」に転換されざるをえなかったことをもって、戦後再編原理の「修正」を暗黙に想定しているのであって、その点で難点があるといわざるをえない。問題は、「多角主義」と「双務主義」が何ゆえに戦後過渡期の国際経済関係において同時並行的にあらわれたのかの根拠を明らかにすることにあると考えられるのである。この点で、私は戦後過渡期において再編原理が「修正」されるとは考えない。むしろ逆に、過渡期においても再編原理は曲折を経ながらも貫徹することを強調する。ただここでは、再編原理が孕む矛盾のゆえに、再編成が一挙に全世界的に展開されず、各国が実践する再建計画の内容が一定の「修正」を余儀なくされた、とするのである。もっとも、過渡期の国際経済関係の現実的展開が、かかる原理の適用を事実上「修正」させた原動力には違いない。この点で、いわゆる「キー・カレンシー・アプローチ」がプレトン・ウッズに代わるものとしてではなくて、むしろそれを補完するものとして追求されることになったことも考え併せると、再編原理の「修正」という意味は、「再編原理の適用方式」の「変更」であって、再編原理そのものの「修正」ではないことが想起されるべきである。とすれば、事実上の「プレトン・ウッズ体制」を構成する「普遍主義アプロ

チ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の織りなした色合、それが「混合」されていった道程をプレトン・ウッズ成立史に遡って顧みる必要があるであろう。そして、この点は「双務主義的アプローチ」はプレトン・ウッズ構想の内部にはじめから組み込まれていたとみるべきであるとする木下教授の見解(木下悦二『現代世界経済論』新評論, 1978年, 180頁)によって夙に示唆されていたところである。教授の所論は後にとりまとめて検討する(注6参照)。なお、この点については、ウィリアムズがプレトン・ウッズ協定の批准をめぐる論争において、「この議論の最も不幸な点は、この論議の核心において、この二つのアプローチ(普遍主義的な「国際協力」と「キー・カレンシー・アプローチ」——引用者)が代替物とみなされるようになってきたことであろう。これに反して、われわれが結局必要とするものは、その両方である」(John H. Williams, *Post-War Monetary Plans*, Oxford, 1949, p. 132)と述べた真意が問われねばなるまい。私のこうした視点は、原田三郎『イギリス資本主義の研究』日本評論社, 1949年, 178-200頁から多くの啓示を受けている。

- 6) 「修正」説の代表的なものは、Robert E. Wood, *From Marshall Plan to Debt Crisis*, London, 1986, pp. 22-23; R. B. Manderson-Jones, *The Special Relationship*, London, 1972, p. 7; Robert Gilpin, "The Politics of Transnational Economic Relations", *International Organization*, Vol. 25, No. 1-2, 1971, p. 409; Ditto, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York, 1973, p. 106. 邦訳『多国籍企業没落論』ダイヤモンド社, 1977年, 101頁。なお、この問題については、Fred Hirsch, Michael W. Doyle, and Edward L. Morse, *Alternatives to Monetary Disorder*, New York, 1977. 邦訳『国際通貨体制の再編』日本ブリタニカ, 1980年, 53-55頁が参照されるべきである。このように問題を設定することは、とりも直さず、プレトン・ウッズの基本理念である「自由・無差別・多角主義」をプレトン・ウッズ協定——英米金融協定——マーシャル・プランの延長線上に位置づけ「多角主義」の後退として論ずるガードナーの見解に対して異論を提起することを意味している。なお、この点については、対英金融援助はプレトン・ウッズ協定をイギリスに納得させる「投資」であったという意味で、「プレトン・ウッズ体制」樹立の代償であるばかりでなく、基金協定で行なった譲歩、すなわち(1)不足通貨条項、(2)過渡期間の容認を買い戻す代償でもあった。それゆえ、アメリカの「自由・無差別・多角主義」は打ち破られなかったという見解(木下悦二, 前掲書, 179-180)が参照されるべきである。もっとも、教授の考察はここまでであって、

ともかかわっているのであるが、この点の核心については、前稿「世界銀行の起源について」で明らかにしたところである⁷⁾。改めて要約すれば、以下の通りである。

まず第1に、戦後再編構想は、1941年8月の大西洋憲章第4項、第5項、そして1942年2月の米英相互援助協定第7条においてはじめて、W. フンク (Walther Funk) の「欧州新秩序」⁸⁾ に対抗する形で「自由・無差別・多角主義」とケインズ流の拡張主義を内容とする「生産、雇用、財貨の交流ならびに消費の拡大」の「国際協力」と定義されたのであるが、この両原理ははじめから調和的に組み合わせられたものではなかった。それゆえ第7条は、当初から概念上対立する原理を包含することになった⁹⁾。

二国間援助は「IMF 構想の内部にはじめから組み込まれていたとみるべきである」(同上、180頁)と言及するにとどまっている。しかしながら、問題はまさにその先にあったといえよう。ブレトン・ウッズに象徴される「多角的アプローチ」と「キー・カレンシー・プラン」に代表される「双務的アプローチ」が戦後過渡期に共に等しく必要とされるに至った「現実の論理」を追求すべきであったのである。この問題に対する私の回答は、ブレトン・ウッズの普遍主義的な「国際協力」の論理と過渡期の双務主義的な「国際協力」の論理の相互連関を解明することによって以下の行論で与えられるであろう。この視角は、佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成と「国際協力」」『経済学研究』(北海道大学)第35巻第3号、1985年、に負っている。

- 7) 拙稿「世界銀行の起源について」『経済学研究』(北海道大学)第35巻第2号、1985年、参照。
- 8) フンクの「新秩序」については、Walther Funk, *Wirtschaftsordnung im Neuen Europa*, Wien, 1941; Ditto, *Wirtschaftliche Neuordnung Europas*, Berlin, 1940 を参照されたい。なお、「欧州新秩序」の概念的かつ制度的批判については、Paul Enzig, *Hitler's "New Order" in Europe*, London, 1941, 参照。
- 9) なお、この点とも関連するが、この二つの原理をそれぞれ「ハル原理」と「ケインズの原理」とはじめて定義し、そしてこの両原理がいかなる現実性と観念性を有し、かつ相互にいかなる連関を有しうるのかという点について理論的に明らかにしたのは、佐々木氏の先駆的業績であろう。詳しくは、佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成の構想と原理」『経済学研究』(北大)第30巻第2号、1980年、参照。

したがって、米英両国では「自由・無差別・多角主義」の実現方途をめぐる大きな隔りがあった。ただし、両国では自ずから「国際協力」の実行方法、したがってその範囲と程度についての考え方が異なっていたからである。

第2に、アメリカの再編構想は、経済の拡張主義を内容とする「国際協力」をてことして「自由・無差別・多角主義」を実現することに重きがおかれていた。しかし、「自由・無差別・多角主義」をいかに実現すべきかということについては、国務省と財務省の間に「通商」と「通貨」のいずれに「国際協力」の重点をおくかをめぐって対立があった。一言でいえば、国務省と財務省の間には、「多角主義」を「双務主義」的もしくは「多角主義」的に実現すべきか、したがってまた強国の双務的な協定もしくは多角的な国際機関により達成すべきかをめぐって抗争があったのである。国務省は当初、「ブロック経済」を解体するためには、国務長官、コーデル・ハル (Cordell Hull) の「原理」とでもいべき「自由・無差別・多角主義」を「自由貿易主義」だけで実現可能とみなしがちであった。それゆえ、いわゆる「ハルの原理」によれば、「多角主義」は「レッセ・フェール」に近いものに他ならなかった。事実、ハルは何よりも貿易障壁を低減する互惠通商協定の拡大によって、無差別主義の多角的展開、したがって「自由・無差別主義」の双務主義的な展開の拡大による「多角主義」の実現を目指した。通商面の「国際協力」は、貿易が基本的に「両面交通」であるゆえに、関税の引下げやあらゆる貿易障壁の低減には時期や程度の問題が伴い、かつそれによる各国の産業構造の調整には失業問題が生起するので、各国の完全雇用政策を双務的に調整せざるをえないという限界を有していたのである。国務省が「多角主義」を「双務主義」的に追求しようとしたのは、まさにこのために他ならない。他方、財務省は、「ハルの原理」の限界を自覚していたので、「自由貿易主義」の実現の前提として、外国為替の安定と「自由・

無差別・多角主義」的な為替取引を国際機関を通じて「多角主義」的に実現することに優先権を与えていた。事実、財務省では各国の通貨の自由な交換可能性が「多角主義」実現の要とみなされていた。「国際通貨」と国際投資に関するグローバルな「国際協力」を国際機関を通じて一挙に「多角主義」的に実現することこそが、財務省の通貨戦略となったのである¹⁰⁾。

これに反して、第3に、イギリスの再編構想は、「自由・無差別・多角主義」の理念は認めるとしても、それを実行可能にするほどの拡張主義的圧力を米国に求めるという手続きに優先権がつけられた。J. M. ケインズ (John Maynard Keynes) が「国際協力」の最善の策として「清算同盟案」を作成したのは、このためであった。彼の近代的診断法によれば、「バンコール」(Bancor) という国際銀行通貨の創出により「清算同盟」を設立することに加えて、もし加盟国が(1)完全雇用政策を採用し、(2)国際収支の均衡を維持し、(3)対外経済政策を安定するという条件を債権国の責任において満たすこと

- 10) このような財務省と国務省の「多角主義」の実現方途をめぐる対立は、「国際協力」の範囲をグローバルなものにするか、もしくは英米間の「特別な関係」に限るのかという論理を再々引き起こした。ブレトン・ウッズでは、財務省の普遍的な「国際協力」が国務省の主張する「基軸通貨国」間の「国際協力」を排して採用されたにもかかわらず、ブレトン・ウッズ協定の英国側の調印の際には、今度は財務省が「基軸通貨アプローチ」にもとづいて英米金融協定を結んだのである。これがいかなる歴史上の文脈において理解されるべきかについて、あらかじめ一言しておこう。英国の戦後再建計画の実践に象徴される「双務主義」がブレトン・ウッズに先駆けて、しかもそれとは相対的に独立して展開されたことが、ブレトン・ウッズの「多角主義」を実現するための追加手段を必要とするという問題をあらたに生じさせたのである。ブレトン・ウッズ機構が現実動き出すまでの息つき措置として対英金融援助が必要とされたのである。「ブレトン・ウッズ体制」を作動させるためのこととして、したがってブレトン・ウッズの外からの援助を双務的な「国際協力」として要請したのは、戦後過渡期の展開に他ならなかったのである。この点の検討は次稿で詳細に果たすこととしたい。

ができる限り、真に「多角的多角主義」は選択可能であった。しかしながら、もし上記の三条件が満たされないならば、「地域的な多角主義」を「双務主義」的に追求するという、いわゆる「双務的多角主義」を採用することが、次善の策とみなされた¹¹⁾。要するに、英国は米国の国務省と財務省の対立をある程度調停して、「多角主義」を国際機関を通じて「拡張主義」的に実現する「中間の道」を代替策として提唱したといえよう。別言すれば、国際機関による「多角主義」の実現を債権国の拡張主義的圧力を通じて支えようとする通貨戦略であったのである。

このように、第7条に単に併記された「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」が整合的に両立しうるか否かは、「国際協力」の内容と程度をめぐる英米両国の調整がいかなる形に落ち着くかに大きく依存することになったのである。したがって、第7条は「多角主義」と「国際協力」という原理上の対立をあらかじめ内包していたのであった。

では、このように「国際協力」の内容と程度の差を内に秘めた「自由・無差別・多角主義」原理は、いかに国務省と財務省の対立を止揚して実践に移され、その適用方式の「修正」をもたらしたのであろうか。本稿は、前稿から自ずと帰結されるこのような戦後再編構想原理の「修正」問題を、IBRD (「世界銀行」、通称世銀) の成立過程そのものが内包した矛盾——こ

- 11) この点で注意すべきは、英国では国際貿易の短期金融における IMF の厳格さと世界的規模での完全雇用を維持する「安定装置」としての IBRD の欠陥のゆえに、この点が比較的早くから指摘されていたことである。IMF の過渡期条項が「地域的な多角主義」の追認とみなされたのも、あながち不当とはいえない一面を有していたのである。「分離的経済ブロックの樹立を事実上意味するような双務的・差別的協定」(U. K. Parliament, House of Lords, 138. Deb. 779, 18 December, 1945) の固定化に象徴される戦後過渡期の英国の再建計画の実践が、合衆国において「多角的多角主義」から「多角的双務主義」への戦後再編原理の適用方式の変更を余儀なくさせた根本理由の一因であったのである。この点については、次稿でとりあげることにする。

れは別稿で明らかにしたように、「世界中央銀行」の一種である IBRD が「国際投資保証基金」に後退したというように要約される¹²⁾——のあらわれとして検討することにしたい。ところで、IBRD の「基金」への後退の基本論理、ケインズの言葉を借りていえば、「銀行が一つの基金として一層よく知られるようになること」¹³⁾の意義を検討することは、実は世銀の機能縮小に伴うブレトン・ウッズでの「国際協力」の妥当性と限界、そして米国の国務省と金融界の支援を受けた、いわゆるウィリアムズの「キー・カレンシー」案による補完問題を取扱うことと無関係に論じるわけにはいかないのである。その点、本稿は、私がこれまで進めてきた世界銀行成立の論理の構築という作業の一翼をなすものである。

I IBRD 実施計画の基本線

IBRD を現実のものとする努力は、ある意味では戦後再編構想の成立過程とともに始ったといえることができる。そして、この試みは、周知のように、ブレトン・ウッズ計画策定によって端緒についた。

ところで、ブレトン・ウッズ計画の「車の両輪」の一つである IBRD は、何よりもまず戦後の「復興と開発」計画を世界的に展開することを意図して構想された一種の「世界中央銀行」であるばかりでなく、「ニュー・ディールの国

際化」の一種の実験でもあった。しかしながら、IBRD は、後述するように、その「世界中央銀行」構想がまず銀行券の発行規定の抹殺により事実上放棄され、次いで「保証基金」と規定されることによりその痕跡を払拭される以外には生まれにくかったのであった。結論から先にいえば、IBRD の「基金」化とは、世銀実施計画の具体化に伴うホワイトとケインズの対立のすくわれて実践的な止揚であった、といえる。ところで、R. F. ハロッド (Roy. F. Harrod) によれば、IBRD の「世界中央銀行」の本質は、ホワイトが IBRD の設立を守るうちに持ち去られたという。では IBRD の「世界中央銀行」案が幻の構想のまま朽ち果てざるをえなかった理由は、果たしてハロッドの言うように、単に通貨外交上の戦術に解消されるのであろうか¹⁴⁾。

IBRD の設立をめぐる対立・妥協の基本線は、既に前稿でみたように、ケインズが「世界中央銀行」の非現実性を見抜き、これを実質的に「保証基金」に限定しようとしたのに対して、ホワイトはむしろ銀行券の発行機能をも一業務として営む「世界中央銀行」を意図した点にあった。さて、そこで注意すべきは、ホワイト自身によって決定的な変化が与えられた、ということである。すなわち、各国の金拠出にもとづく銀行券の発行 (50%の金を裏付けとする) は政治的に実行不可能として、ホワイト自身が1943年8月草案から削減したからであった。こうして、IBRD の本質をめぐるケインズとホワイトの対立は、ホワイトの消極化によって弱まり、ケインズの「投資基金」の線でついに止揚されることになったのである。なお、以下の展開で明らかになるはずであるが、IBRD の「基金」化の論理について一言すれば、それは理念としての「世界中央銀行」構想の根底に横たわる事実上の戦後過渡期の「世界市場」の内的編

12) 詳しくは、拙稿「戦後国際金融体制と世界銀行の成立」富森虔児編『現代の巨大企業』新評論、1985年、を参照されたい。したがって、本稿は IBRD の「銀行」から「基金」への後退の論理、いいかえれば、サー、ジョン、アンダーソン (Sir John Anderson) が「IBRD は事実上基金である」(U. K. Parliament, *House of Commons* [以下 HC と略記する], 417. Deb. 450, 12 December, 1945) と述べたことの真意を世銀成立史に遡って明らかにすることを第一義的課題としている。

13) Donald Moggridge, (ed.), *The Collected Writings of John Maynard Keynes*. (以下 JMK と略記する), Vol. XXVI, London. 1980, p. 55.

14) R. F. Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, London, 1951, pp. 541, 551. 邦訳『ケインズ伝 (下)』東洋経済新報社、1967年、598-599, 609頁。

成に理論的にも実践的にも規定されていた、と指摘することができよう¹⁵⁾。

1) IBRD 構想の意義と限界——「国際経済学におけるニュー・ディール」——

IBRD のオリジナル構想は、前稿でみたように、各国を構成要素とする世界市場の国際経済関係を調整するという消極的機能を果たすにとどまるものではなく、世界経済の拡大均衡、具体的には世界の雇用水準、実質所得水準の引上げの目標に照らして積極的に反循環的投資を行ない、もって世界市場を統合かつ組織化せんとするものであった。さて、そこでホワイトが最も傾注したのは、次の点であった。すなわち、世界的広がりをもつ景気循環を統制するためには、加盟国の高度な「国際協力」が必要であり、かつまた国際投資の最も有効な運営は為替相場の安定と国際貿易の自由化が重要な前提をなすという公理であった。事実、ホワイトによれば、戦後の国際経済関係の健全な基礎を築くためには何よりもまず、第7条の線に沿って、米国が経済の拡張主義によって1,500億ドルの国民所得をもつ5,700万人の仕事を提供し、かつ世銀が国際投資を計画的に統制することこそが、最善の可能な途とみなされたのであった。

何よりもまず、ホワイトが戦後国際経済関係の再編成の第一義的課題をハルの「自由貿易主義」に象徴された貿易障壁の低減にではなく、アメリカの民間資本輸出の復活と、それを保障する国際金融機構の創設においたのは、まさにこのためであった。つまり、ホワイト戦後再編

構想の新しさは、財務長官、H. モーゲンソー (Henry Morgenthau) がドイツの「新秩序」に対抗する「国際経済学におけるニュー・ディール」¹⁶⁾と呼んだ構想力のなかにあったのである。これを世銀に即して言えば、IBRD の「世界中央銀行」構想の斬新さは、反循環的な資本輸出の可能性を「復興と開発」の世界計画という形で展開しうる自由さと広がりをもっていたところにあったのである。事実、ホワイトは世銀に銀行券の発行とそれによる信用供与、各国中央銀行の残高の清算、債券の発行といった「世界中央銀行」機能を付与しようとした。その狙いが世界的な為替資金の過不足と為替相場の変動を克服し、もって各国が金・外貨準備の枯渇の危険なしに完全雇用政策を体系的に追求することが可能になるようにすることにあったことは、疑いえないであろう。このように、ホワイトの「世界中央銀行」構想は、既に論じたように、ある意味で「ハルの原理」の勸念性を克服し、而して「国際協力」を外国為替、国際貸付、および国際投資にまで拡張しようと意図したものであったといえる¹⁷⁾。

ところで、この問題を考える上で看過しえないのは、IBRD の「世界中央銀行」構想がフンクの「新秩序」に代表される「広域経済」に対する批判でもあったという点であろう。IBRD の原型をなした米州銀行 (Inter-American Bank) がナチスの西半球進出に対抗する防衛プログラムの一環として構想されたこと、さら

16) *Foreign Relations of the United States* (以下、FR と略記する), 1942, Vol. I, p. 172.

17) 詳しくは、拙稿、前掲論文、138-139頁、Fred L. Block, *the Origins of International Economic Disorder*, London, 1977年, pp. 44-45; A. E. Eckes, Jr. *op. cit.*, pp. 55-56, 参照。なお、この点で注意すべきは、ホワイトのグローバルな完全雇用政策が戦後世界経済の再建計画と結びつけられて構想されたことであろう。後述するところではあるが、完全雇用の「国際協力」が各国の経済主権の一部の放棄を余儀なくするために、グローバルな規模で検討されざるをえなかった点に、ケインズ経済学の直接の所産とはいえないけれども、ケインズ思想の発展の痕跡が認められるのである。

15) ところで、このように問題をたてることは、とりも直さず、戦後の世界経済の秩序づけを「国民国家」の枠内で行ないうるかという、いわゆる「世界市場と国民国家」という問題を提起することになるのであるが、この点については、いずれ機会を得て論及したい。なお、世界市場の理論的諸問題を取り扱った労作として、村岡俊三『マルクス世界市場論』新評論、1976年、木下悦二『国際経済の理論』有斐閣、1979年、の二書を挙げておこう。

に西半球の統合を通貨安定と経済開発機能を併せもつ超政府機関で実現しようと期したこと、その上 IBRD が米州銀行構想の規模を全世界的なものに切り換えたものに他ならなかったことは、既に前稿で明らかにした通りである¹⁸⁾。

いうまでもなく、フンクの「欧州新秩序」とは、ナチスの支配下に、したがってマルクを基礎に、「広域経済圏」を拡大し、その内にベルリンを清算所とし欧州諸国の経済統合を強化し、もって「従属諸国民をいっそう搾取するための手段」¹⁹⁾に他ならなかった。この点において、ナチス統制経済の外延に他ならない「広域経済」から構成されるフンクの欺瞞的な「新秩序」にとって替わるものを全世界に提示しようということであれば、為替相場の安定と自由、および国際投資のグローバルな「国際協力」を行なうしかないというのが、ホワイトの対抗案の真の狙いであったといえよう。「新しい世界のための一種のニュー・ディール」計画の意義は、まさにこの点にあったのである²⁰⁾。

しかしながら、いうまでもなく、IBRD が「国際経済学のニュー・ディール」の一部として、したがって「世界中央銀行」として構想されたゆえにこそ、固有の限界を有することにもなり、結局は、ブレトン・ウッズ成立史の表舞台からビジョンのまま潰え去るより他なかったのである。

第1に、いかに戦後に「一つの世界」が予想されるとしても、ただ一つの債権国と多数の債務国から構成される世界市場において各国中央銀行の「最後の貸手」としての「世界中央銀行」が文字通り成立すると言うのは、「一種の幻想」でしかあるまい。とすれば、ホワイト世銀案の現実的意義はどこにあるのであろうか。察するに、ホワイトの真の狙いは世界市場の「門戸開放」を望む米国が英国に代わって「世界の銀行家」としての地位につくことを巧妙かつ意図的に追求することにあったのである。というのは、合衆国がドルを「基軸通貨」にするためには、ポンド・スターリングに依存した形でドルの国際化を図らなければならなかったのであり、したがってまた、これにはポンドの「基軸通貨」特権との対立が伴うことは、当然の成行きであったからである。世銀の銀行券の発行がかかる対立を巧妙に回避することを意図したものであったことは、既に前稿で言及した通りである²¹⁾。この点で、ウィンスロップ・W・オールドリッチ (Winthrop W. Aldrich) に代表される米国金融界の代替案がニューヨーク連銀を直接に「世界の銀行」にする「基軸通貨案」であったことは、注目に値する。

第2は、世界の金偏在を是正し金の国際的管理を実現するために、50%の金準備を裏付けとして一覽払銀行券を発行し、もって追加資金を先取的に調達しようとしたことである。しかし、ホワイト自身が銀行券発行計画の政治的かつ技術上の困難さのゆえに、この計画を断念せざるをえなかったのは、きわめて当然であったといえよう。その理由は、①加盟国、とくにアメリカが進んで金と引替えに銀行券を受取るという非現実的な仮定、②金預託に伴う自国の金融主権の制約、③金償還による準備金の枯渇という危険性、④産金国と金保有国の利益を無視した金と銀行券の「両面交通」による金の一元的な管理にもとづく銀行券の発行計画の幻想性等が明らかとなったからである。

18) 拙稿、前掲論文、132-136頁。また、Hans Heymann, *Plan for Permanent Peace*, New York, 1941, pp. 149-192. なお、ここでは、米州各国の合衆国への編入を意図して構想された米州銀行案の策定において、財務省が経済開発の必要性を強く主張し、国務省と対立した点が注目されよう。詳細は、David Rees, *Harry Dexter White*, New York, 1973, pp. 98-105 を参照されたい。

19) R. H. Harrod, *op. cit.*, p. 503, 邦訳 (下) 558 頁。

20) John Morton Blum, *From the Morgenthau Diaries, Years of War, 1941-1945*, Boston, 1967, pp. 228-278. 島崎久彌『金と国際通貨』外国為替貿易研究会、1983年、209-221頁。なお、ナチス「新秩序」との対抗でブレトン・ウッズ構想を検討した労作として、A. V. Dormael, *op. cit.*, pp. 5-11 が挙げられる。

21) 拙稿、前掲論文、138-139頁。

第3に、IBRD はその清算機能により世界の金融センターとしても発展するものであった。それゆえ世銀は、各国の金融主権の放棄を要求するばかりでなく、世界の金融の中心地をウォール街から財務省に移すものとみなされたのである。米国金融界において、世銀がそれを強く支持する特定国の力に依存したものとして行動し、「世界の銀行」としてのニューヨーク連銀を補完しなければならないとみなされたのは、このためであった。

第4は、IBRD を中心とする多角的清算制度はまた、国際貿易の「両面通路」のみならず「交差通路」もまた中心国たる米国によって統制されることを意味するということである。世界的規模での「自由・無差別・多角主義」の実現はそれゆえ、アメリカの世界経済の「中心国」としての構造的不適さを根本的に是正することなく、むしろ「中心国」として不適格なアメリカ自身の産業構造に各国の国際分業関係を従属させ、もってアメリカに適した外国貿易の相互補完関係を創出するにすぎないのである。したがって、真の意味での「多角的多角主義」の実現は夢想到に属する他ないのである。

第5は、これと関連するが、後進国の開発問題が自由貿易と一体化されていたことである。つまり、米国の産業と競合しないような農・鉱業などの第一次産品の生産による相互貿易の拡大が仮定されていたことは明らかであった。しかし、これが後進国をいわゆるモノカルチャー構造として米国の経済的付属物の地位におくことになるであろうことは、想像に難くない。

また、これと並んで、第6に、世銀の開発融資がもたら、最大の拠出国たる米国の輸出拡大のために使用されることになるものけだし当然であった。その上、世銀の融資能力も、世銀の主要業務が民間融資の保証に転換するにつれて、縮小する運命を有していた。それゆえ世銀の開発融資は、為替相場の安定を長期的に維持することができるというべきものでは決してなかったものであった。

みられるように、反循環的な国際投資の管理を通じて各国の「生産の国際的編成」を調和させ、各国の生産能率と実質所得の水準の均衡化を実現し、もって国際収支不均衡の根本原因を除去しようと意図した IBRD の「世界中央銀行」構想の幻想性は、「国際経済学におけるニュー・ディール」それ自身のなかにあったといえよう。別言すれば、IBRD の「世界中央銀行」構想は、1930年代の「国際通貨」不安やブロック経済という経験と「一つの世界」という理想主義にもとづいて夢想された机上のプランにすぎなかったのである。それゆえ IBRD 設立構想が、一方では、ウォーレス流の「ニュー・ディールの国際化」構想と時を同じくして登場するとともに、他方では、ハルとウォーレスの合衆国の対外政策をめぐる指導権争いにおけるウォーレスの敗北にみられるように、「国際経済学におけるニュー・ディール」を実験する基盤がローズベルト政権内で消え去る中で幻想と化したのは、当然であった²²⁾。では、IBRD はウォーレスの戦後構想と等しく「世界的公共事業プログラム」の一種として考え出されたのにもかかわらず、何ゆえに生き残ることができたのであろうか。

何よりもまず、IBRD が現実のものとなるためには、高度な雇用の維持と世界中の国民経済

22) ニュー・ディールの国際的拡張に賛成した国民経済計画者たちの観念的理想主義が静態的な経済観にもとづいていた点については、F. L. Block, *op. cit.*, pp. 34-38 を参照されたい。

ところで、ウォーレスの戦後再建構想については、J. Samuel Walker, *Henry A. Wallace And American Foreign Policy*, London, 1976, pp. 85-91; John Morton Blum, (ed.), *The Price of Vision: The Diary of Henry A. Wallace, 1942-1946*, Boston, 1973, p. 291. なお、ウォーレス自身のグローバルな完全雇用プランは、Henry A. Wallace, *Sixty Million Jobs*, New York, 1945, を参照。また、ハルとウォーレスの戦後再建計画のイニシアティブをめぐる争いについては、J. S. Walker, *op. cit.*, pp. 83-99; Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, 2 Vols, New York, 1948, II, pp. 1154-1155 を参照されたい。

計画化が「自由企業体制」の原則に優先するという、ウォーレス流の「政府統制」思想がある意味でホワイ・プランから抹殺される必要があったのである。そこで、ホワイは、自分のIBRD プランに実現の足場を与えるために、とりわけ次のような言質を与える必要があった。大戦後に合衆国の完全雇用を保証するためには、1,500億ドルの国民所得を生産する5,700万の仕事が提供されねばならないが、それはウォーレス流の超国家機関による「政府統制」の方向ではなく、むしろ「ハルの自由貿易主義」を保証し、かつ財政を均衡化する線で実現されねばならないということ、すなわちこれである。こうして、ホワイは自分のプランを守ること成功したのである。

さて、以上が、ホワイ・プランの実施計画の背後にあったローズベルト政権内の戦後再建計画の基本線であった。しかしながら、これをホワイ・プランの観念化に伴う「理念」と「現実」のギャップという見地から眺めるならば、ここには、先に述べたように、明らかにホワイが構想した「国際協力」が限られた妥当性しかもたないという問題が改めて俎上にのぼってくることは、明白といえよう。この問題の詳細は別稿に委ねるとしても、ここでは、次の点、すなわち、ホワイ構想が戦後に後進国の利害と矛盾するに至り、やがて批判にさらされる運命に遭遇することになるという点に触れておこう。また、これと関連して、ホワイ・プランの観念化は、なканずく戦後過渡期の現実的展開と相俟って、過渡期における「多角主義」の適用方式の変更を迫る根本原因の一つに他ならなかったことを付言しておこう。

既に前稿でみたように、ホワイ・プランは、「ハルの原理」を基本的に遵守しつつも、ハルの「自由貿易主義」の観念性を補完し、もって「国際通貨」、国際投資面の「国際協力」に新たな段階を画そうとする野心的な試みの一つに他ならなかった。ところが、既にみた通り、ホワイの「ユニバーサル・アプローチ」には次の

ような非現実性が横たわっていたのも、周知の事実である。戦後の世界市場は唯一の債権国たる合衆国と残余の多数の債務国から構成されることになることが予想されるが、その点で、「自由・無差別・多角主義」は限られた妥当性しかもつことができず、したがってまた、きわめて異った経済構造をもつ諸国家の実効ある「国際協力」も実現困難であるということ、すなわちこれである。別言すれば、真に拡張主義的な「多角主義」は、戦後過渡期が終わった時には「多角的多角主義」として実現される以外にはありえないはずである。とすれば、ホワイ・プランにおいて軽視された過渡期の問題を首尾よく解決しない限り、「多角主義」の適用方式は変更されざるをえなくなるのは必至であった。まさにこの点にこそ、ウィリアムズの「基軸通貨」案がホワイ案と等しく「国際協力」の名前に値するものとして、だがそれとは「別の種類のアプローチ」として登場するに至った原因が求められるのである²³⁾。

では、ホワイ・プランに対する米国金融界の種々の批判のなかから、とりわけウィリアムズ構想が焦点の一つとして浮び上がってきたのは、いかなる背景によるのであろうか。

ニューヨーク連銀の副総裁であると同時にハーバード大学の教授であったウィリアムズは、大戦間期の「国際通貨」不安に対処すべく三国通貨協定が締結された1936年に、早くも「国際通貨」を管理しようといういわゆる「キー・カレンシー」構想を発表し、ニューヨーク金融界の支持をえたことは、周知の通りである²⁴⁾。さらに、かかる「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづいてニューヨーク金融界を代表するウィンスロップ・オールドリッチやレオン・フレイザー (Leon Fraser) 等が戦後再建計画として米英為替安定化構想を発表したことも、いうまでもあるまい。その要点は、Ⅱで詳しく論じ

23) J. H. Williams, *op. cit.*, p. 150.

24) *Ibid.*, pp. 306-327. また、島崎久弥「ローザ構想の原点」『国際金融』No. 599, 1978年2月, 31-34頁。

るはずであるが、その基調を示すと次の通りである。すなわち、(1)超国際銀行の設立は債務国に国際融資の決定権を与えることになる、(2)アメリカが最大の負担を負うので、均衡予算の原則に反する、(3)米国がクレジットの条件を決めることができない、(4)外国為替の安定は国際金融上の病苦を根本的に直すことができない、(5)それゆえ、総合的な為替相場の安定は非現実的なアプローチであり時期尚早である、ということにあった²⁵⁾。一言でいえば、国際収支不均衡の是正計画は「通貨分野をはるかに越えねばならない」²⁶⁾ ために、国際機関の設立によって多角的に「多角主義」を実現するよりも、むしろ英米両国が双務的に「多角主義」を漸次達成する方がより現実的であるという構図に他ならなかった。

では、以上のような合衆国金融界の戦後構想に理論的支柱を提供したウィリアムズの「第三のアプローチ」とはいったいどのようなものであったのであろうか。ウィリアムズ構想とブレトン・ウッズ協定批准の関連いかんという問題の詳細については次稿に譲るとして、ここでは行論に必要な範囲でこれを取りあげることにする。ここでウィリアムズ構想を示すと次の通りである。(1)通商と金融面での世界的な組織化を図り、もって世界経済の真の国際化を安定させることが戦後再建計画の主たる困難である。(2)国際機関による普遍的な「国際通貨」安定策は、強国のイニシアティブを拒否しているために、戦後の世界経済の再建のためには余りにも野心的すぎる。(3)それゆえ、「基軸通貨案」は多角的な国際機関の創設ではなく、二国間で双務的

に執行されるべきである。(4)また、各国の「国際通貨」協力と結びついた「基軸通貨」の安定は、世界中の通貨安定のための最良の基礎を築くはずである。(5)これには「基軸通貨国」における高度な所得と為替安定を維持する「国際協調」が伴うべきである。(6)ただし、経済大国の国際収支状況に依存する小国の通貨価値の変更は認められるべきである²⁷⁾。

以上が、ウィリアムズ構想のおおよその基本線であるが、一言でいえば、「国際通貨安定問題とは主として、主要諸国における適当な経済的健康状態を維持する問題である」²⁸⁾ という立場からする、戦後過渡期問題のより現実的な解決を図る「強国のアプローチ」といえよう。

では、ウィリアムズはいかにして「ハルの原理」を保証するという線を固守すると同時に、ホワイト案の「ユニバーサル・アプローチ」の観念性を克服しようとしたのであろうか。これが次の問題である。

何よりもまず、ウィリアムズの再建策は長期的な通貨安定問題と救済・復興などの過渡期の問題は基本的に対立するとする視点から両者をひとまず分離して、次いで通貨安定問題を双務的な金融援助という「別の手段」によって処理し、もって「多角主義」を国際機関の創設なしに漸次実現しようとした「強国の論理」の具体化に他ならなかった。ウィリアムズの意図は、もし「自由・無差別・多角主義」の原理が過渡期に一挙に全世界的に樹立されえないとすれば、次善の策はこの原理をより実際的な仕方でも適用する以外にはないということにあった。

換言すれば、「多角的多角主義」から二国間の「双務的な多角化」という「中間の道」への転換が、最後の最善の手段として提唱された点に、現実的な意義があったのである。ここで注意すべきは、ウィリアムズの「基軸通貨アプローチ」が戦後再編原理そのものの変更ではなく、その原理の実現・適用方式の修正にすぎないと

25) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 141-154; Benjamin M. Anderson, "Postwar Stabilization of Foreign Exchange", *Commercial and Financial Chronicle* (以下、CFC と略記する), Vol. 157, May 27, 1943, pp. 184-185, Vol. 157, May 6, 1943, pp. 1657, 1678, and Vol. 158, September 30, 1943, p. 1301; *Fortune*, Vol. 28, No. 2, August, 1943, p. 176.

26) Jacob Viner, *International Economics*, 1951, Illinois, p. 214.

27) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 141-154.

28) *Ibid.*, pp. 151-153.

いうことである。それゆえ、ホワイト案とウィリアムズ案のアプローチの仕方はまったく違ったものであったし、その反対物であるとさえいえるものであったにもかかわらず、「基軸通貨」案の目的はホワイト案に比べて範囲が狭いが、意図された協力の度合においては遙かに野心的であった、とウィリアムズ自身に言わしめたのであった。ウィリアムズによれば、ホワイト案の「最も危険な面」は、次の点にあった。すなわち、第1に、ホワイト案は、広範囲にわたる「国際協力」を通じて戦後の「国際通貨」安定問題を処理しようという余りにも野心的な構想であったこと、したがってまた、第2に、全世界の政治・経済状況が平和裡に解決されない限り、それは一般に実行不可能と考えられたこと、その上、第3に、もしそれが実行されうるとしても、それまでには長い時間が必要とされるであろうとみなされたこと、である。要するに、ホワイト案は戦後過渡期問題の即時の解決に対する障害物であるとさえみなされたのであった²⁹⁾。

しかし、ここで注意すべきことは、ウィリアムズ構想が戦後再編計画において主導権を握ることができなかったという点である。後の行論で明らかになるはずであるが、ウィリアムズ構想がアメリカの戦後再編構想のメイン・ストリームを形成しえなかった根本原因について一言すれば、ハロッドもいうように、「1942年のうちにアメリカは、この種のすべての計画（戦後再編計画——筆者）ははじめから完全に国際的なものでなければならないのであって、イギリスに特別の地位を与えるべきではない、という考えに変わったように見えた」³⁰⁾ という点に求められるであろう。

以上みたように、戦後再編成構想原理の適用方式をめぐる対立の基本線は、(1)「政府統制」対「自由企業体制」という理念上の対立と、

(2)普遍的な「多角主義アプローチ」対二国間の「双務主義アプローチ」という実際上の運営システムの対立にあったのである³¹⁾。とくに、ホワイトとウィリアムズの戦後再編計画の方向は、後の展開で明らかになるように、戦後再編構想の「理想」と「現実」とをそれぞれ象徴するものとして、相俟って世界経済におけるアメリカの道義を物語っていたのである。

さて、このような戦後再編構想をめぐる基本的対立の中で、世銀の実施計画は曲折を経ながらもいかなる「有機体」としての生命を与えられることになり、而して「多角主義」の適用方式にいかなる変更を迫ることになったのであろうか。

2) IBRD の「国際投資」計画

——「投資基金」への転換の原点——

既に前稿でみたように、ケインズは IBRD の国際投資機関としての実現を積極的に支持し、とりわけホワイトによる世銀の国際投資計画の意志表示に注目していたのであった。ホワイトが作成した8月草案は、この点で、ケインズに対する一つの回答でもあった。しかし、またそれに留まらず、「国際通貨協定」の進展に大きな影響を及ぼす財務省の通貨戦略の産物でもあった。けだし、イギリスが戦後の「国際通貨協力」の指導権を握るべく3月15日に、ケインズの「清算同盟案」を発表したことを契機にして、翌4月7日、ホワイトの「安定基金案」も発表されたのであるが、英米両国において戦後の外国為替安定計画に対して強力な反対意見が出されたからである。米国間の批判については既にウィリアムズ構想に代表させて論述したので、こ

29) *Ibid.*, pp. 153-154.

30) R. F. Harrod, *op. cit.*, pp. 553-554. 邦訳(下) 611-612頁。また、拙稿、前掲論文、117-119頁も参照。

31) Alfred E. Eckes, Jr, *op. cit.*, p. 89. なお、この点について一言補足しておくと、ホワイト・ウィリアムズ論争は、当初の戦後再編原理をめぐる対立から、ブレトン・ウッズ協定批准の際には、戦後の世界の現実とその原理をどのように無理なく合致するようにするかという論争に移ったのである。

では英国側の批判に焦点を当てて論究することにした。

英国側では、アメリカの通貨プランは、イギリスの「清算同盟案」に比べて信用供与量が余りにも縮小主義的であったゆえに、何ら実行しうるシステムを提供するとはみなされなかった。さらに、たとえ「国際安定基金」がその信用量を拡張し、ある程度数量的弱点を克服したとしても、その技術上の厳格主義のゆえの質的な困難も伴っていた。というのは、異なる経済発展段階にある諸国から構成される世界市場においては、すべての国のための国際収支均衡を目指す普遍的な政策は何らメリットがないと考えられたからに他ならない。イギリスにとって「安定基金」が「自滅的なもの」とみなされたのは、まさにこのためであった。しかし、「安定基金案」が「同盟案」と等しく、国際投資機関の独自の創設によって補足されていた点は、合衆国が国際投資計画によりグローバルな完全雇用の維持と拡大を制度的に保証しようとする意図しているとして注目を集めた。というのは、長期国際投資計画は、加盟国に完全雇用政策を採らせ、各国の国際収支不均衡を適切な仕方では処理することを可能にすることができ、しかも後進国の工業化により世界全体の生活水準の向上を実現しようとみなされたからであった。

ともあれ、英国では「多角的多角主義」の実現については、既述したように、「安定基金」の質・量双方の欠陥のゆえに、悲観的でさえあった。そして真に「多角主義」が実現しえない時には、その代替策として、「清算同盟」計画を一群の加盟国によって実行するという「地域的多角主義」の採用が、「差別主義」よりも害悪が少ないとして提唱されたのであった³²⁾。

32) 以上、E. F. Schumacher, et. al., "New Plans for International Trade", Oxford Institute of Statistics Bulletin, Vol. 5, Supplement No. 5, August 7, 1943, pp. 3-39. また、A. V. Dornael, *op. cit.*, pp. 127-130; Joan Robinson, "The International Currency Proposals", *The Economic Journal*, Vol. LIII, June-September, 1943, pp. 161-175 も参照。

みられるように、イギリスが「多角主義」の部分的採用、別言すれば「双務的な多角主義」を「多角的多角主義」の可能な選択肢として採用すべきと早くから示唆していた点は、後述するように戦後過渡期にイギリスが限られた地域において「双務的多角主義」を追求したこととも関連して、とくに注目されるべきである。

こうして、ホワイトは、一方では、「基金」の有限責任や為替相場の厳格主義を考慮すると同時に、「多角主義」の地域的な展開が「多角的多角主義」の代替策として示唆された点に鑑み、国際収支不均衡の根本問題を解決する国際投資機関を準備することによって「多角主義」をグローバルに実現しようとするとともに、他方では、ケインズと金本位制への復帰ならびに均衡財政主義の立場にたつ米國金融界の批判にも配慮せざるをえないというディレンマに陥ったのであった。「ニューヨーク・タイムズ」の言葉を借りていえば、「国際資本貸付機関」の研究を前進させることが、ホワイトの「国際通貨協定」の承認の「切り札」とみなされるに至ったのである³³⁾。

こうして、ホワイトは8月2日付の銀行草案を作成することにしたのである。では、いかにしてホワイトは、このディレンマを克服しようとしたのであろうか。

先に述べた行論からも示唆されているように、ホワイトが採った戦術は「ユニタス」(Unitas) 銀行券の発行規定を削減し、各加盟国の当初の拠出額を割当額の20%に縮小することによって、銀行の国際投資機能の実行可能性を高めようとしたという事実のなかに認められる。この点からして、8月草案はケインズの要求に妥協し、あるいはこれを先取りした私案といえなくもない。それは同時に、世銀の基本形態が「貸付——預金」から「出資——保証」に転化され、而して「保証基金」に後退していくための伏線ともなったのである。世銀が「保証基金」

33) *New York Times* (以下 NYT と略記する), April 7, 1943, p. 9.

として規定されるに至る過程の第一歩はまさにこの時に踏み出されたとさえいえよう。

ところで、この点で注意すべきは、ホワイトが自分の世銀の「国際投資機能」部分の実行可能性を高めようとすればするほど、世銀の帆は合衆国の世論や議会の承認を受けることが可能などところまで縮められ、次第に象徴的な存在と化してゆかなければならなかったということである。別言すれば、議会による承認の機会がほんの僅かしかなかったオリジナル世銀案は、ホワイト自身が、または省間委員会の意向で自制に徹しないと、ついにそれ自身の重みで潰え去る危険があったのである。ホワイトがいかなる譲歩をしても IBRD の出生証明書に署名せんと欲したのは、この間の事情を裏付けるものといえよう³⁴⁾。

では、世銀の「国際投資機関」としての実施計画はいかに進展したのであろうか。国際投資機関を実現しようという試みは、ホワイトの8月草案が作成されたことにより端緒についた。それが投資分野において何らかの拡張主義的な措置がとり決められない限り、ヨーロッパ諸国は「国際通貨協定」の承認に躊躇するだろうというモーゲンソー長官の意志表示によっていたことは、いうまでもない。そして、8月31日には、この秋に戦後再編計画策定のために開催が予定されているワシントン会議に「国際安定基金」とともに国際投資計画に関する何らかの勧告を提出するべく、アメリカ専門委員会が開かれ、8月草案が検討されるに至ったのである。ホワイトは、米国の議会や実業界を考慮して、国際投資機関の運営の指導原則として、(1)国際協力と共同責任、(2)すべての国の名目以上の資本抛出、(3)投票権数と出資額の比例性、(4)既存の機関との非競合性を訴え、長期資本投資計画の実行性を高めようと図った。しかし、世銀の

国際投資計画の細目については調整がつかなかった。事実、銀行券の発行規定の放棄を除いては、(1)政府保証要件の政治性、(2)合衆国の参加の度合、(3)特定通貨の枯渇問題、(4)返済通貨規定をどの線で決着をつけるかは定かではなかった³⁵⁾。

このため国務省は、省間討議の混頓を打ち破り、国務省の国際投資原則を盛り込もうと図った。国務省の通貨・金融関係、長期投資問題を担当していたパール (Adolf A. Berle, Jr) 国務次官が、国際投資の「国際協力」の可能なアプローチをホワイトに提示することにより、指導性を発揮しようとしたのは、まさにこのためであった。事実、彼の指導下において国際金融問題の研究に従事していた J. P. ヤング (John Park Young) は「国際投資機関案」を準備したのであった。パールはこれを国務省の「国際投資プラン」としてホワイトに手渡し、国務省に有利な計画を策定しようとしたのであった³⁶⁾。というのは、国務省は、ホワイトの IBRD 案を「政府間中央銀行と銀行券を発行し信用を創出する機能を有する長期投資機関とを結合したもの」³⁷⁾とみなしていたために、IBRD を「国際投資機関」に純化し、国際投資計画の実行可能性を高める必要があったからであった。ヤングによればこうであった。国際投資の「国際協力」は、(1)国際投資の流れの不規則な分配を是正するように国際投資政策を調整し、(2)種々の国を含むプロジェクトに投資を行ない、(3)国家資本の支配を避けようとする国にローンをなすことができ、(4)投資責任とリスクを広範なものにすることを可能にする。そして、このことは米国にとっても特別の利害関係をもってい

35) *White Papers*, Box 10. Item 24 1.

36) John Park Young, "Developing Plans for an International Monetary Fund and a World Bank", *Department of State Bulletin* (以下 DSB と略記する), Vol. XIII, November 13, 1950, p. 780; Harley Nottor, *postwar Foreign Policy Preparation, 1939-1945*, Washington, 1949, pp. 138-141.

37) *White Papers*, Box 10 Item 24 K.

34) *Harry Dexter White Papers* (以下 *White Papers* と略記する), Firestone Library, Princeton, New Jersey, Box 10, Item 24 J; R. W. Oliver, *op. cit.*, p. 143; J. M. Blum, *op. cit.*, p. 224.

る。すなわち、(1)合衆国は融資国であるので、「生産の国際的編成」は国内消費を超えて生産された財を吸収する巨額の輸出市場のニーズに応じて調整されるようになってきている。(2)戦後合衆国は歴大な過剰生産能力を有すると予想される。(3)それゆえ、生産と貿易を維持・拡大し、資源を効率的に開発し、もって失業を最小限にするためには、多額の国際投資が望ましい。(4)この点で、提案された国際投資機関は、かかるニーズのいくらかを充足させるための手段を提供するように企てられている³⁸⁾。以上である。みられるように、ヤング・プランは合衆国の生産と外国貿易を拡大し、もって完全雇用を維持する「国際協力」プログラムとして構想された「国際投資機関案」に他ならなかったといえよう。

いずれにせよ、国務省のヤング・プランの討議は、アメリカ専門委員会をして来たるべきワシントン会議に米国側の国際投資計画プランを提出すべく、共通の一つの投資計画の策定を余儀なくさせるに至ったのであった。換言すれば、財務省と国務省の国際投資原則をめぐる調整がワシントン会議を目前にしてはじめて要請されたといえよう。

こうして、戦後の国際通貨計画と並んで、国際投資計画をワシントン会議に提出する運びとなったのである。このためワシントン会議の最中にも、「安定基金」と一緒に「国際投資問題」に関する計画を討議するために、種々の省間委員会が開かれ、国際投資に関する機関や制度の検討が精力的に行なわれたのである。事実、数種類の世銀草案が米国財務省の名前で作成されたことが、この間の事情を物語っているといえよう³⁹⁾。

では、先に述べた J. P. ヤングの「国際投資機関案」は、省間討議においていかに取り扱われ、かつまた、国際投資計画の進展にいかなる

貢献をなしたのであろうか。これが、次の検討課題である。

まず、ヤング・プランの概要からみることにしよう。ヤング・プランは、(1)救済、復旧、および経済開発に必要な貸付可能資金を利用可能にするような機構を提供し、(2)経済安定、完全雇用、および生産の拡張を期する対外投資の流れを調整かつ統合する手段を提供し、(3)資金の乱用を避けるばかりでなく、資金の有効な運用を奨励するための投資方策を再審査しかつ指導する手段を提供することを目的として、次のような資本構造と機能を有することになっていた。すなわち、(1)資本総額は各国が金(1/4)と残りは自国通貨(1/4だけが金償還)で拠出する100億ドル——少なくとも当初は、クォーターの10億ドルが拠出されるべきである——とする。(2)救済、開発ローンを行なうにあたっては、民間投資家と協調融資を行なう。(3)直接に独自の投資を行なうばかりでなく、国際投資の保証も行なう。(4)参加国の政府のみならず借入人にもローンを保証する。(5)貸付手取金はいかなる国にも自由に支出しえる。(6)自国通貨での反済を認める。(7)民間資本市場で債券を発行する。(8)復興ローンをなすための「特別基金」を設立する。以上がそのおおよその骨子である⁴⁰⁾。

みられるように、ヤングの「国際投資機関案」は、国務省の「自由貿易主義」的処方箋に依拠して、(1)ローンの政府保証、(2)タイド・ローン、(3)ハード・ローンに反対した点にこそ、その特徴が認められるであろう。ヤングの攻撃は、何よりもまず、ホワイト世銀案の国際投資計画が「ハルの原理」を完全に保証するものでない点に向けられたのであった。

それでは、いかなる点において、ホワイト世銀案は、国務省の「自由・無差別・多角主義」の実現を阻害するとみなされたのであろうか。この問題は、既に言及したように、戦後再編構想の理念上の対立や多角主義の実現方途をめぐ

38) *Ibid.*

39) *White Papers*, Box 10 Item 24 1; *JMK*, Vol. XXV, p. 243.

40) *White Papers*, Box 10 Item 24 K. なお J. P. Young, *op. cit.*, pp. 784-785 も参照されたい。

る運営システム上の対立ともかかわっているものであって、その点で、国際投資に関する国務省と財務省の対立の一齣に他ならなかった。この点をホワイト世銀案の問題点として検討することにしよう。(1)資本拋出の名目性、(2)タイド・ローン問題、(3)金出資、償還問題、(4)政府保証問題、(5)債務不履行へのローン拡大禁止問題、これが問題となる⁴¹⁾。

第1は、すべての国に名目以上の資本拋出を求める危険性である。すなわち、IBRDに出資しえない国が多数存在することになるゆえに、世銀は実質上多数の借手と一握りの貸手に分裂し、而して文字通りの「世界銀行」にはなりえない、という問題である。その上、各国が世銀に自国通貨を進んで拋出するか否かは、自国通貨の借入需要の有無に依存するが、これは世銀に特定国通貨の過不足問題を生じさせることになるだろう。

第2に、貸付手取金の自由な支出についての拒否権については、ホワイト自身はいわゆる「タイド・ローン」には反対であった。そのために、世銀案では、「銀行は貸付手取金の支出に何らの条件も課してはならない」と規定されていた。しかし、省間委員会では、世銀の投票権数を出資額に比例させる場合には合衆国は拒否権をもつことになり、自国通貨がどのように使用されるべきかについて決定する権限を有することになるとする意見が大勢を占めた。このためホワイトは、ドルの米国への支出が保証されえない限り、議会は世銀を承認しないだろうという点で合意せざるを得なかったのである。まさにこの点にこそ、IBRDがタイド・ローンを禁止しているにもかかわらず、世銀のローンは貸付手取金が支出される国の承認を得て行なうというローンの拒否権をも含む二律背反的な性格を有することになった源流があったのである。

一方、ヤングによれば、貸付手取金の自由な支出に対する拒否権は、アンタイド・ローンを実質的にタイド・ローンに転化するという点

で、世銀に「双務主義」を持ち込むという危険があり、したがってまた、進歩的な「自由・無差別・多角主義」的な国際経済関係の世界的な発展とは全く両立しないので、国務省の国際通商関係再編計画の実現にとって望ましいものではなかった。

なお、この点で注意すべきは、ローン拒否権は国務省がワシントン輸出入銀行(Export-Import Bank of Washington)のタイド・ローン政策でこれまで追求してきたいわゆる「輸出超過の理念」と一致するにもかかわらず、なぜヤングがタイド・ローンに反対したかということである。

ヤングの一見矛盾するかにみえるこの態度は実は、既に前稿でも言及したように、輸出入銀行のタイド・ローン政策や厳しい融資条件は借入国の債務を累積させたり、元利の返済の際にいわゆるトランスファー問題を引き起こし、必ずしも通商の拡大を伴わなかったという限界を自覚したことの反映であった。それゆえヤングは、タイド・ローンの弊害を防ぐ意図をもって、自国通貨での返済を認めるという、いわゆる「ソフト・ローン」に賛成したのである。この点は、合衆国にとって外国市場の増大が必要であるというハルの信念は、「その中に戦争と不況の両方の種子を含んでいる」ので「今世紀最大かつ最も危険な神話の一つ」⁴²⁾であるとして、ホワイトにより国務省に代表される古典的な輸出超過理念が批判されたのと軌を一にしている。

第3に、金出資、金償還については、ホワイトとヤングは非妥協的でさえあった。ホワイトは、IBRDのローンが貸付手取金の自由な支出の拒否と通貨の兌換禁止により双務主義的なタイド・ローンになることを回避する措置として、世銀への金出資は必要不可欠と考えた。すなわち、貸付手取金が支出される国の要請により、世銀が金又は必要な外国為替で支出された通貨を買い戻すことができれば、「拒否権」の

41) White Papers, Box 10 Item 24 L

42) NYT, November 14, 1953, p. 10.

セーフ・ガードになるという着想であった。これに反して、ヤングは、自国通貨の金での買戻しは世銀による特定通貨の金での購入を促し、融資国に金を偏在させることになるとして、これに反対した。また、世銀に多額の金を拠出する不当性は、英国を含む多数の国が金に卓越した地位を与え、かつ金本位制に近いプランに強力に反対してきているという事実のなかにあった。

第4は、世銀の子会社である国際金融公社(1956年)設立の際にも論争が再発した政府保証問題である⁴³⁾。政府保証要件は、国務省の自由企業原則に照らして、政府の統制強化を引き起こし、民間企業の干渉の増大に導くと懸念された。これに対するホワイトの回答は、もし政府保証規定が削除されるならば、民間投資家の投資条件の悪化をもたらす、世銀に対する反対意見が増大するだろう、というものであった。彼が世銀のローンの範囲を狭くし、政府の政治的影響力の増大を防ぐことで、世銀の非政治性を保証しようとしたのは、まさにこのためであったのである。なお、この政府保証要件がすなり受け入れられた背景について一言すれば、貸付国と借入国における民間企業に対する世銀の態度には、次のような非対称性が横たわっていたことが指摘されねばならない。すなわち、一方貸付国については、政府の干渉なしに民間企業と協調融資する規定があるのに、他方借入国においては、世銀が参加するローンはすべてその国の政府によって完全に保証されねばならず、したがってまた、それは借入国の民間企業に対する政府干渉の増大をもたらすことになるということが、その理由であった。

第5に、債務不履行国にローンを拡大すべきか否かという問題は、とくにラテン・アメリカ

諸国の多くが債務不履行に陥っているという現状からして、世銀に次のような二律背反的問題に直面させた。すなわち、債務不履行国に対するローンを禁止することにすれば、ラテン・アメリカ諸国の大半から世銀ローンの借入資格を奪うことになるので、結局、彼らは世銀の加盟を見送ることになるだろう、と懸念された。これに反して、ローンの拡大を許すことにすれば、各国に世銀の債務は履行しなくともよいとする言質を与えることになるのは必至であった。そして、このことはまた、いわゆる「累積債務問題」、ひいては「債務不払問題」を惹起することになると危惧された。結局、この後者については、債務累積という危険を世銀だけが負うべきではないという理由で、受け入れられなかったことは、いうまでもない。

以上にみたように、ヤングとホワイトの国際投資問題に対する意見の対立は、ホワイトが世銀に国際投資の計画化という厳格な原理を含めようとしたのに対して、ヤングは自由な原理を擁護するために闘い続けた点に端的にあらわれたといえよう。けだし、ホワイト自身の言葉を借りていえば、ヤング・プランの規定は「われわれよりもはるかに広範な範囲を有している」⁴⁴⁾からに他ならなかった。それゆえホワイトは、ヤング・プランとの対決においては、世銀計画を何とか救い出すために国際投資問題に対する国務省の「自由貿易主義」的処方箋に慎重に対処することにしたのである。要するに、省間委員会での国際投資の論議を通じて、ホワイトは、自分たちがますます飲まねばなくなってきた計画化という新たな酒は、自由貿易という古い皮袋に入れることはできないものだということを深く信じていたとはいえ、この古い皮袋を一新してしまうことがいかに困難であるかを確信したのであった。

このように、国際投資問題はすぐれて世銀設立計画の重大な展開の可能性を秘めた源流であったのである。それはまた、ホワイトの世銀案

43) 民間の株式投資を促すべく計画された国際金融公社設立の意義と背景については、別稿にて論及したい。さしあたり、B. E. Matecki, *Establishment of the International Finance Corporation and United States Policy*, London, 1957. を参照されたい。

44) *White Papers*, Box 10, Item 24 k.

が最終的な形をとる前に歩まなければならない道がいかに長くかつ骨の折れるものであるかをも示していたのである。

II IBRD 案公表への道

ヤング・プランの提出を契機として、ワシントン会談において国際投資問題を話し合うために、財務省はいまや完全に世銀案に対する米政府部内の同意を獲得するという仕事にかかりきっていた。こうして、9月中には種々の草案が作成されることになった。しかしながら、それらの草案には未だアメリカ側の混乱の痕跡を残す規定が含まれていた⁴⁵⁾。それゆえホワイトは、9月29日に「国際銀行は考慮中であるが、それは未だ他国と討議する段階に達していない」⁴⁶⁾と述べて、世銀計画の細目が漏れないように努めたのである。J. M. ブラム (John M. Blum) によれば、1943年9月までに世銀の範囲が縮小したにもかかわらず、世銀の「発起書」はイギリス側を悩ませ、慎重にさせたという。というのは、イギリスは、世銀に金融援助を求めようとは期待していなかったし、自国の金融ポジションも銀行に対して多額の出資を許す状況にはなかったからであった。したがって、イギリスは世銀の大規模な直接ローンを制限し、かつ応募資本額の小さな部分だけが請求されることを確実にしようと望んだのであった。かくして、1943年秋のワシントン会談においては、世銀計画は阻害され、ひと休みしているようにさえみえたのである⁴⁷⁾。では、ワシントン会談の最中に、世銀計画は何らの前進もみられなか

ったのであろうか。

1) IBRD の国際投資計画をめぐる 英米交渉

ホワイトは、9月27日付の世銀草案概略の序文で、「われわれはいまや、復興と開発に長期資本を提供するための姉妹案の議論を開始するための非公式の会議にまで十分前進してきていると思う」⁴⁸⁾と述べて、ワシントン会談で世銀設立計画を討議することを望んだ。一方、ケインズ自身が世銀案には懐疑的であり、二律背反的感情を抱いていたことは、既に前稿で見たところである。それゆえ、ケインズはホワイト世銀私案のそのままの形での公表には反対であった。しかしながら、ケインズにとっては世銀案の国際投資部分は有望なものにちがいがなかった。したがって、既に前稿で述べたところであるが、ケインズにとってアメリカから巨額の貸付を引き出すことができるような弾力的な国際投資機関を世銀から独立して創設することが最善の代替策であり、そしてもしこれが実行不可能な場合には、世銀をかかえる国際投資機関にできるだけ改変することが次善の策であったことは、当然の成行きであった⁴⁹⁾。

英米交渉に臨んだ両者の立場は基本的に以上のようなものであった。しかし、アメリカ側はケインズが強く望んだ線に沿って世銀計画を前進させようとはせず、世銀の規模の縮小によって英国を取り込み、かかる世銀計画の進捗の遅れを打開しようとしたのである。このためケインズは、英米交渉においては英国自らが実行しえる事で「国際協力」を獲得し、未来に重荷を負うべきではない、という戦略を追求することにした。すなわち、英国は世銀に巨額の出資を行なう余裕がないので、世銀を当初の資金拠出と残りのリスク分担とに分離し、「保証基金」

45) この点については、9月中に13日付草案のパートIとII、16日付草案、24日付草案、そして27日付の銀行草案の要約が作成されたこと、さらに、9月28日付のヤング修正案が作成されたことから明瞭といえよう。詳しくは、*White Papers*, Box 10, Item 24 k, 1を参照。なお、オリジナル・ヤング案と修正案の詳細な検討は、別稿にて論及することにした。

46) *Ibid.*,

47) J. M. Blum, *op. cit.*, pp. 244-245.

48) *White Papers*, Box 10, Item 241.

49) 拙稿「世界銀行の起源について」、前掲論文、142-143, R. W. Oliver, *op. cit.*, pp. 150-151.

にするという斬新なアプローチに他ならなかった。具体的にいえば、(1)銀行の主要業務を民間のローン保証とする、(2)資本拠出を名目的なものにする、(3)資本総額を50億ドルに抑える、(4)金の拠出を廃止する、という世銀の「国際投資保証基金」への改変以外の何物でもなかった。このように、ケインズは世銀計画に消極的な姿勢をみせたのであるが、それは、一般的には国際投資、特殊的には世銀に対するケインズの思想の方向をはっきりと示していた、とみることができる。というのは、(1)戦後過渡期には長期ローンはすべて債権国たるアメリカの責任で行なわれるべきであり、(2)世銀への金拠出は、世界中の国から金をことごとくしぼり取る計画に他ならず、(3)世銀からの巨額のローンが期待しえない以上、銀行に名目以上の資本を拠出して無駄である、というのがケインズの国際投資問題に対する理論的帰結であったからである。なお、この点に関連して、ケインズが鋭敏な直観力によって、自分の国際投資原理を米国財務省に提示することにより自分の要求を先取りし、かつまたかかる原理が合意されない限り、世銀案の修正案を検討することも代替案の概略を作成することも誤りである、という実践的結論に達したことも併せて記しておかねばならない。

ケインズがワシントン会談の折り、ホワイトと対照的に世銀案の即時の公表に反対し、英米討議の終了までは世銀案の公表を遅らせようとしたのは、まさにこのためであったのである⁵⁰⁾。以上、世銀設立計画を前進させる上で、ホワイトとケインズとの間にはすぐれて国際投資問題解決の方法論上の対立があったことが、明らかとなった。しかしながら、この点で注意すべきは、両者の世銀計画の進展軌道をめぐる対立が手続上の対立にすぎないということである。ただし、結論から先にいえば、世銀計画の進展軌道をめぐる手続上の対立は、意外な力によって前進することになったからである。すな

わち、ワシントン会談という枠組の外からの、したがってまた、英米の通貨論理とは異なる偶然の力の作用によって揚棄されたのである。事実、9月29日のロンドンの「フィナンシャル・ニュース」に世銀のオリジナル・プランの輪廓が漏洩したことによって、IBRD 計画のしぼんだ芽が蘇るきっかけが与えられたのである⁵¹⁾。この出来事は、世銀計画に重大な転期を画すことになった。けだし、世銀計画そのものが挫折する危機的状況に直面すると直観したホワイトは、より保守的な現在考慮中の世銀プランの概略を示し、世銀を国際投資保証機関へと脱皮させるという新しい舞台に IBRD を立たせることにしたからである。世銀設立計画が紆余曲折を経過しながらも急浮上するに至った深い契機がここに秘められていたといえよう⁵²⁾。

ともあれ、こうしてホワイトは世銀成立の「新しい規準」を発見することが許されるという好運を手に入れることができたのである。しかし、その反面として IBRD はいまや、「何ができるか」ではなくて、「何がなされねばならないか」を尺度として考えられることになった。こうして、ワシントン会談の終了日の10月9日に、より保守的な世銀案の「指導原理」が「ニューヨーク・タイムズ」に公表されたのである。このなかでとくに注目すべきは、世銀が「銀行」としてではなく「保証基金」としてはじめて明確に規定されたことであった⁵³⁾。ケインズ

51) NYT, October 9, 1943, p. 1. この間の事情は、JMK, Vol. XXV, pp. 360-362 を参照されたい。また、FR, 1943, Vol. I, p. 1096 もみよ。

52) これは、ホワイトが29日付の「ニューヨーク・タイムズ」で現在世界的な復興金融公社の一種である国際銀行が財務省によって考慮中であるが、それは未だ各国と協議する段階には達していない(NYT, September 29, 1943, p. 29)、と述べたのに、一転して翌30日には、ケインズに現在考慮中のより保守的な世銀案が公表されるだろう(JMK, Vol. XXV, p. 368)と語ったことから知る事ができよう。ケインズにとっては、このホワイトの態度の急変は大きな「驚き」でありかつ「ミステリー」であったといえよう。

53) NYT, October 9, 1943, pp. 1, 9.

50) Ibid., JMK, Vol. XXV, p. 340.

が英国大蔵省のイーディ (Sir Wilfrid Eady) 宛ての10月8日付の手紙のなかで、ホワイトは既に「自分の銀行を基金と呼び、自分の基金を銀行と呼ぶことにしてきた」⁵⁴⁾と語ったのは、このような文脈において理解することが必要である。この点で、ケインズ、ホワイト両者とも、世銀を「保証基金」の方向で前進させることによって、理念の現実への飛躍が可能となると考えた点に、共通性が認められるのである。その限りにおいて、世銀がケインズの思想の落とし子とみなされたのは、全く理由のないことではなかったのである。

こうして、10月11日に、世銀案の完全な公表に先立ち英米間の意見を調整するための専門家会議が開かれ、ケインズとホワイトの直接対決がおこなわれることになった。

ケインズは、先にみたように、世銀の「投資保証基金」化には賛成であった。しかしながら、世銀案それ自体の「硬直主義」には疑問を提示した。すなわち、(1)世銀に金を拠出すべきではない、(2)世銀は貸付手取金の自由な使用を制限しているので、銀行のローンがタイド・ローンになることは必至である、(3)世銀のローン拡大は借入国の国際収支状況に左右されるべきではない、(4)世銀は株式投資を行なうことによって債務不履行問題に対処すべきである、(5)世銀の投資は債券の発行を通じてしか行なうことができない、(6)世銀はそのローンを明確な返済見通しのあるものに限定しているので、多くのローンをなさないだろう、として IBRD の厳格主義を批判したのである⁵⁵⁾。要するに、ケインズにとって、世銀は各国の国際収支の均衡を達成しえないばかりでなく、各国の債権・債務ポジションにも十分な配慮を払っていないために、世銀への出資は自国の国際収支を一層悪化させる「余りにも限定された想像力の乏しいもの」⁵⁶⁾でしかなかったのである。あまつさえ、世銀案

のローンは、外国為替を生むべきであるという「古い基準」への退歩に他ならなかった。世銀案に対するケインズのこのような消極的な姿勢や批判は、ホワイト世銀案のグローバルな「国際協力」の限界を見抜いていたという点で、前章でみたウィリアムズの考えに近いものである、といえよう。この点からして、ケインズは国際機構に普遍的な行動原理を付与する際には、アメリカの厳格な哲学に対して自由の哲学を擁護するために闘い続けたとハロッドにいわしめたが、それは傾きかけた英帝国の再建実践者としての苦悩を表わしていたといえよう⁵⁷⁾。

これに反して、ホワイトは、(1)貸付手取金の自由な支出は可能であるが、議会对策上政治的に不可能である、(2)株式投資は消極的役割しか仮定されていない、(3)ローン返済が世銀業務の基本である、(4)しかし、市場から借入れた資金は自由に使用できる、と「控えめな言葉」で反論し、「IBRD は国際収支を均衡化する方策ではない」⁵⁸⁾と強調した。ところで、この会議では、後に米英金融協定の公渉において国務次官として中心的役割を演じた W. L. クレイトン (William L. Clayton) 商務次官補も重要な役割を演じることになった。クレイトンは、熱心な自由貿易論者であると同時に、世界最大の綿花商人であるという戦後の世界市場への鋭い感受性によって、ケインズの世銀批判の核心を直観的に見抜き、世銀のグローバルな「普遍主義的アプローチ」の限界を世銀の厳格主義の緩和によって克服しようとしたのであった。彼によれば、世銀案は現状のままでは余りにも多くの諸条件をもっていて厳格すぎるので、アメリ

57) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 571, 邦訳 (下), 629 頁。なお、念のために一言すれば、ケインズが「見えざる手」の有効性を再評価したのは、一見して彼の戦後再建プランのアプローチと矛盾するかにみえるけれども、これは、国際機関に自分の手足を縛られることは戦後に予想される国際収支難のゆえに、何としても避けるべき事態に他ならない、という彼一流の近代的診断法以外の何ものでもなかった。

58) FR, 1943, Vol. I, pp. 1092-1096.

54) JMK, Vol. XXV, p. 368.

55) FR, 1943, Vol. I, pp. 1092-1096.

56) A. E. Eckes, Jr. *op. cit.*, p. 103.

カ側は銀行案をより弾力的にするように努めるべきであった。こうして会議は延期されることになったのである⁵⁹⁾。なお、次稿でみるように、クレイトンは、ブレトン・ウッズ協定の批准をめぐっても重要な役割を演じることになるのであるが、この問題は、私見によれば、世銀成立の論理とは異なる過渡期の「国際協力」という「現実の論理」によって説明することができるのであって、この点をあえて言及したのは、IBRD 成立の論理と批准の論理は全く別問題であるという事情が留意されねばならないと考えられるからである。

以上、IBRD 案が公表されるためには、クレイトンの線に沿って世銀の厳格な国際投資機能をより弾力的にするアメリカ側の努力が待たねばならなかったのである。しかしながら、翌11月10日に開かれたアメリカ専門委員会においては、株式投資それ自身は世銀により効果的な運営をとらせるという点で、ケインズの批判に配慮した以外には、イギリス側を満足させる果実は少しも生み出されなかったのである。すなわち、(1)世銀の株式投資はその投資収益を保証することが困難なので銀行資本の小部分に制限されることになった。(2)世銀の融資活動の制限は必要であり、適度の貸付条件のもとで行なわれたローンが「良好なローン」であるとみなされた。(3)債務不履行国へのローンを配慮すべきか否かという点は、現在輸出入銀行がこれを行なっているので、世銀案から取り除かれることになった。(4)世銀のローン返済はいかなる加盟国通貨でも受け取るという、いわゆるソフト・ローン規定は、世銀に信用に対する自動的権利を与えることになり、世銀は「銀行」でなくなるので、変更されるべきという点で意見の一致をみた⁶⁰⁾。

こうして、ワシントン会談に端を発したIBRD の英米交渉においては、世銀は未だ「ニュー・ディールの国際化」の実験を試みるまで

には熟していないことが、明らかとなったのである。このため11月24日にはじめて公表された完全な世銀草案は、英米間の意見の調整を多く残していたという点で、時期尚早とみなされたのであった。11月草案が「過渡的な草案」と呼ばれる所以である。

2) IBRD 予備草案の公表と 英米の反響

ハロッドによれば、11月草案は「人々の興味をひくような特徴がすべて剥ぎ取られていたために」「感興をひくようなものではなかった」⁶¹⁾。しかし、11月草案は世銀活動の実効的な基礎を置いたという点で、したがってまた、ケインズの望んだ方向に世銀が一步踏み出したという点で、イギリス側に大きく譲歩したものであった。というのは、世銀が「保証基金」として規定されたからであった。そこには、これまで論述してきた、いわゆるケインズの国際投資原則の真髓が色濃く投影していたことは、いうまでもあるまい。いずれにせよ、世銀計画をめぐるホワイトとケインズの「不協和音」は、その核心において、ケインズに「短かい勝利」を与えた。それは同時に、ホワイトにとっては挫折に他ならなかったのである。

さて、機が熟さないうちに発表された世銀の直面した難問は、世銀ローンの拒否権といわゆるアンタイド・ローンとの矛盾を回避しつつ、世銀のグローバルな「国際協力」の過渡期における実効性をいかに高めてゆくかにあった。

まず、イギリス側の世銀案に対する評価をケインズの見解に代表させて見ることにするが、それはあながち不当とはいえないであろう。

ケインズによれば、世銀案の大部分の規定は、「種々のあいまいでよこしまな方策や制限によって常識の線に戻すことに向けられている」⁶²⁾

61) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 573, 邦訳 (下) 632 頁。

62) *JMK*, Vol. XXV, p. 419.

59) *Ibid.*,

60) *White Papers*, Box 10, Item 24 l.

ために、銀行は多くのローンを供与しないだろうとみなされた。具体的には、(1)各国は外対ローン供与能力や国際収支状況に応じて、何らの区別もなされていない、(2)ローンはもっぱら資本輸出国の資本財の輸出金融に制限されている、(3)ローン手取金の自由な支出規定は、融資源泉と輸出源泉とを密接に結合しているので、イギリスにとっては「気楽なもの」ではない、(4)ローンは自国労働者の生存のために必要な消費財の輸入金融に使用されえない、(5)ローンは金又は世銀の受容しうる通貨で弁済されねばならないので、銀行はローンの返済見通を慎重に調査する、というのがその理由であった。要するに、ケインズにとって世銀案の基本原則は、各国間の国際収支の現存の不均衡を是正するために何もしないばかりでなく、開発を促進するための役立ちをも制限するものに他ならなかったのである⁶³⁾。ケインズの国際投資原則、すなわち、米国が国際投資家の役目を果たすという信念からすれば、米国にいわば「最後の貸手」という債権国の責任を何ら課していない世銀案のグローバルな「国際協力」の非現実性は明らかであった。これは、ケインズにとってはまさに、ホワイトから突き付けられた最大の難問に他ならなかった。

では、ケインズはホワイトの難問にどのような回答を用意し、世銀の観念的なアプローチの限界をいかなる方向で克服しようとしたのであろうか。いうまでもなく、これまでの論述から予測しうるように、ケインズの回答は、世銀の主要業務を直接融資から民間ローンの保証に移すことによって、「銀行が基金として一層よく知られるようになること」⁶⁴⁾を意識的に追求することであった。それは、他ならぬ世銀の以下のような二律背反的性格に自ずから伏在していたのである。何よりもまず、世銀がアンタイド・ローン、すなわち、貸付手取金の自由な支出を保障するためには、市場で調達又は加盟国

から借入れた自由な外国為替をもってする以外にはない。しかしながら、銀行による自由な外国為替の保有には自ずから制限があることもまた明らかである。そこでケインズは、世銀の主要業務を民間のローン保証に限定することによって上の矛盾を回避し、而して国際投資を計画化しようと努めたのである。つまり、債券の発行によるローンと民間ローンが世銀の全資金源により保証されることによって、(1)加盟国のローンの拒否権によるタイド・ローンを回避しうる、(2)世銀の応募資本の大部分がそれによって保証又は発行された証券に対する「保証基金」として未払込応募額の形で保留される、(3)開発プログラムに自由な外国為替を供給しうる、(4)加盟国の外国為替債務が応募額に制限されうる、という IBRD の「国際投資保証基金」へのさらなる徹底化に他ならなかった⁶⁵⁾。このためケインズによれば、イギリス側が世銀を受け入れうる条件としては、何よりもまず次の言質が必要であった。すなわち、(1)貸付手取金は自由な為替であるべきである、(2)通貨当局は自国の国際収支能力の範囲外にあるローンに出資する義務を負うべきではない、(3)債権国は復興・開発ローンを促進すべきである、(4)範囲が狭く期間が長い出資手続が追求されるべきである、という具体的措置が求められたのであった⁶⁶⁾。

みられるように、ケインズは世銀のグローバルな「国際協力」の代替策として、したがってまた、イギリスが戦後に直面することになると予期された「金融的ダンケルク」から逃れる希望として、過渡期の「国際協力」を強調したのである。つまるところ、ケインズは世銀のオリジナル構想から次第に投げ捨てられてきた過渡期の視点を拾いあげ、これを世銀計画にイギリスが参加する最小限の必要条件としたのであった。ケインズが後に、世銀は何も「新しい考え」は試されなかったけれども、(1)総額 20 億ドルに近いアメリカのアンタイド・ローンを利用で

63) *Ibid.*, pp. 419-422; Ditto, Vol. XXVI, pp. 49-54.

64) *Ibid.*, p. 55.

65) *JMK*, Vol. XXV, pp. 422-424.

66) *Ibid.*, pp. 425-427.

きる、(2)アンラとは異なる復興・開発資金を供給する唯一の「総合的」手段である、(3)国際融資に新しい方法と基準を与える、として世銀の均衡達成の唯一の可能性を強調しかつ世銀の緊急性を訴えたのも、彼の国際投資原則の延長線上に連るものであった⁶⁷⁾。

一方、大西洋を隔てた米国金融界の反応はどのようなものであったのであろうか。果たして世銀案は、通貨問題に対する政府統制を最小限にし、出来るだけ早い金本位制への復帰を望んでいた米国金融界に受け入れられるべき妥当性を有していたのであろうか。

既に指摘したように、ウィリアムズをはじめとしてニューヨークの国際銀行家たちは、総じて戦後過渡期に世銀の観念的な「国際協力」が有効かつ効果的に機能するかどうかという点について懸念を表明した。ウィリアムズ自身によれば、基金と異なり世銀は、「健全な通貨原則」——世銀の機能は選択的でありクレジットに対する自動的権利をもたらないということ——にもとづいているので、過渡期においても資金が急速に枯渇する危険性がない。そして、世銀は必要なクレジットを必要とする国に必要な時期に与えるので、過渡期においても有用でありえるという。しかし、また世銀が過渡期における単一のクレジット供与機関として使用されるならば、世銀の機能は拡充される必要があるともいう⁶⁸⁾。けだし、ウィリアムズの言葉を借りていえば、「一つだけの強大な債権国と多数の債務国から構成されるにすぎない世界において、国際銀行がいかに存立しうるかを理解することは最も困難である」⁶⁹⁾からであった。この点で注目すべきことは、ウィリアムズのいわゆる「基軸通貨国アプローチ」は基本的に、世銀の観念的な「国際協力」の実施上の矛盾を批判し、英米両国に「創始国家」という特別の地位を与えようとしたケインズの考えに非常に近い

という点である⁷⁰⁾。つまり、過渡期の「国際協力」の基盤を築く上で、銀行の機能は余りにも縮小主義的であるという点で、両者の意見は近似していたのであった。ともあれ、ウィリアムズの「基軸通貨国アプローチ」は、ホワイトの「ユニバーサル・アプローチ」に対する批判の源流を構成するものであったのである。

では、次に、世銀に加えられた種々の反論をみることによって、まさに世銀がウィリアムズの望んだ線と反対の方向に進むべきとされたことを検討しよう。なお、この点で、ウィリアムズの世銀機能の拡充案が事実上、ブレトン・ウッズ協定の批准の際に、米国金融界に受け入れられることになったのであるが、それは実は世銀成立過程に横たわる英国の「双務主義」の展開という「現実の論理」によって説明されねばならないことをあらかじめ付言しておこう。

ニューヨーク・ファースト・ナショナル銀行頭取、レオン・フレイザーは、国際銀行計画は抽象的な計画よりもむしろ現在の世界の通商・金融関係という事実から展開されるべきであると考えていた。実際、彼は「余りにも壮大であると同時に余りにも単純である」世銀に懐疑的態度をとった。そして、その最善の代替策として、金に裏付けられた「ドル・ポンド本位制」の採用を強調した⁷¹⁾。また、ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行副頭取、ウィルバード・ウォード (Wilbert Ward) は、IBRD の目的は「すばらしいもの」であると評したが、世銀の主要な機能が調整かつ組織化されていないという点で「不完全」であると攻撃した。その根拠として彼が指摘したのは、(1)世銀は「復旧」と連結されている、(2)返済見通しのないプロジェクトにも金融する世銀は「銀行」ではない、(3)英国は世銀に出資することを望ましいとは考

67) JMK, Vol. XXVI, p. 188.

68) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 105, 107.

69) *Ibid.*, pp. 157-158.

70) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 553, 邦訳 (下) 611-612頁。なお、ケインズがウィリアムズのかかる見解を注目していた点については、JMK, Vol. XXV, p. 419 を参照。

71) NYT, November 17, 1943, p. 4.

えないだろう、という点であった⁷²⁾。要するに、アンラが「復興」のための必要な基礎を築くために「救済」に限られる——「Rehabilitation」(復旧)という語の意を「Reconstruction」(復興)の意を含ませるところまで広げるべきはない⁷³⁾——と決定されたことと踵を接して、世銀から「復旧」機能を取り除き、世銀を「施し」ではなく「国際金融」のタームで考えられた「正常な線に沿った堅実な保守的機関」にすること、まさにこれが米国金融界のホワイトとケインズに対する回答に他ならなかったのである。これは当然、世銀が「施し物」を意味するケインズの思想の「申し子」であるという広い疑惑が、米国金融界に充満していたことと関係していると思われる。実際、世銀プランは合衆国から金準備を奪うふらちな策略、米国政府を残余の世界のための乳牛にする試み、そしてイギリスに世界の金融上の優位を回復させる巧妙な計画、とみなされていたのである⁷⁴⁾。12月4日付けの「ニューヨーク・タイムズ」が、(1)政府の自国経済に対する介入の増大、(2)他の国際機関との

機能の重複、(3)ローンの返済見通しの合理性から IBRD に対して強硬に反対したのは、まさに以上のような文脈のなかで正しく理解することができよう⁷⁵⁾。

III IBRD 協定成立の基本論理

既にみたように、公表された世銀案には大西洋を挟んだ英米両国よりする強硬な反対論が展開された。ところで、政府統制の強化とグローバルな「国際協力」の普遍主義を敵視する米国内の批判が高まりつつある状況のなかで、世銀計画がさらに前進するために直面した難問は、(1)銀行ローンを返済見通しのあるものに限るべきか、(2)金出資、金償還規定を残すべきか、(3)資本拠出を名目的なものにすべきか、という対立を回避しつつ、銀行のアンダイド・ローンとローンの拒否権の部分的対立を調停する方向を見出すことであった。では、来るべきブレトン・ウッズ会議までに、いかに英米間に相互に妥協しうる道が探究されえたのであろうか。ハロッドの言葉をもってすれば、いかにして「ケインズの熱情は点火された⁷⁶⁾」のであろうか。

1) アトランティック・シティにおける IBRD の予備会議——IBRD 協定 成立への調整の基本線——

11月草案は、ハロッドによれば、「議会に気を配って、できるだけ正統的なものに見えるように装われていた」⁷⁷⁾。しかしながら、その時

75) NYT, December 4, 1943, p. 12. この点で、「ニューヨーク・タイムズ」が戦後の世界は超政府機関の創設ではなく国際協調と民間投資によって再建されねばならず、しかも IBRD のローンは返済見通しのあるものに限られ、それのないものはアンラによる救済に制限されるべき (*ibid.*) と主張したのは、組織化された「国際管理」を危惧し、かつ「国際協力」が全世界に対するアメリカの「富を分配」する方法になりはしないかと恐れる米実業界のすなおな気持を代弁したものといえよう。

76) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 576, 邦訳 (下) 634頁。

77) *Ibid.*, p. 573, 邦訳 (下) 632。

72) *Ibid.*,

73) Sir Frederick Leith-Ross, *Money take, Fifty Years of International Finance*, London, 1968, p. 295; DSB, Vol. IX, November 20, 1943, p. 373, and December 18, 1943, pp. 423-429; NYT, December 4, 1943, Ernest F. Penrose, *Economic Planning for the Peace*, Princeton, 1953, pp. 56, 155. なお、ペンローズによれば、アンラの設立が過渡期の復興問題を過小評価するという危険性をもたらしたという。過渡期の金融的ニーズが満たされ、新しい国際機関はアンラがなした後の仕事を引き受けられることができるという幻想を生じさせたからであった (*ibid.*, pp. 56, 181)。英国『エコノミスト』誌は、これを「復旧」はローズベルト政権の関心になっていない。そして UNRRA から第2番目の「R」をとる決議は、はるかに深刻である、と評した (*The Economist*, Vol. cxlv, December 4, 1943, p. 735)。いずれにせよ、世銀が戦争直後の短期機能から過渡期が終結した後に果されるべき長期機能に大きな注意を向けられる傾向が強まったのは、アンラの設立と軌を一にしているのである。

74) Louis Rasminsky, "International Credit and Currency Plans", *Foreign Affairs*, Vol. 22, No. 4, July 1944, p. 590.

期尚早の公表によって英米両国において好意的に受け入れられなかったことは、既に述べた通りである。それゆえ、世銀案が、1944年初頭には未だブレトン・ウッズ会議の公式の舞台に協議事項として登場しうるか否かは定かでなかった。また、世銀計画に関する英米間の意見の対立も、問題の大きさと要求の多さからみて、当事者間で調整可能であるかどうかについては疑問がもたれていた。しかしながら、ヘル國務長官とローズベルト政権が財務省の国際通貨・金融協定を背後から支援していることが次第に明らかになるにつれて、IMF と並んで、世銀の前進が確信されるようになった。事実、この年の2月から4月には、世銀計画は急速な進展を示したのである⁷⁸⁾。

78) これは1月24日に「復興開発銀行に関する質疑応答集」が世銀の非公式の予備会議の準備のために財務省から発行されて、アトランティック・シティの予備会議以前に7版を重ねたことから伺われる。その要点は、(1)世銀への資本拠出額は各国の国民所得によって計られるのがベストである、(2)100億ドルの授權資本は銀行のローン額の2・3倍の保証を可能にするだろう、(3)金出資はアンタイド・ローンを保証すべくいかなる通貨での支払も可能にする、(4)世銀は戦後の救済に参加せず、生産的目的のための国際投資に制限される、(5)貸付手取金の使用は最大限の自由が与えられるが、関係国の承認を得ることを条件とする、(6)銀行の最も重要な機能は民間のローン保証にあるので、応募資本の20%だけが当初払込まれ、残りの未払込部分は「保証基金」として取っておかれるべきである、(7)民間資本は銀行証券を購入することによってそのローンに参加しうる、(8)例外として世銀のローンは国際収支の均衡のためにローカルなコストについても外国為替コストを金融するだろう、(9)国際投資については全ての国を含む国際機関を通じて最も有効に処理されうる、(10)国際投資を促すに当たっての銀行の機能は、世界大の景気循環と調整されねばならない、というように先にみたケインズとヨーロッパの考えを基本的に受け入れる方向に大きな一歩を踏み出していた点が特徴的であったといえよう (*White Papers*, Box 10, Item 24 m)。この点については、Henry J. Bitterman, "Negotiation of the Articles of Agreement of the International Bank for Reconstruction and Development", *The International Lawyer*, Vol. 5, No. 1, 1971, pp. 67-68 も参照されたい。なお、ここで「国際安定

こうして、アメリカ側はブレトン・ウッズの前にアトランティック・シティにおいて、世銀の予備会議を開催するために米国内の意見の調整を図ることにしたのである。その際、アメリカ専門委員会では、IBRD には「結果を得るために最小限をなす」という、一種の国際的ジェファーソン原則ともいべき性格の何ものかが採用されることになった。つまり、これなくしては、解決不能な本質的な問題にその注意を集中することになったのである。

基金」が現行の「国際通貨基金」というタイトルに変更されるに至った点について若干触れておこう。周知の通り、「IMF」というタイトルは、1944年4月「国際通貨基金の設立に関する専門家の共同声明」が公表されたことをもって、突然あらわれたのであるが、私見によれば、ハロッドの「ケインズ伝」や「ケインズ全集」を含めて、かかる経緯について立ち入った考察を加えた文献は皆無である。だからといって「IMF」の表題変更問題が、これまで全く IMF 成立史の研究対象の外におかれてきたことは、やはり問題だといわねばなるまい。「IMF」の表題変更問題は別の機会に本格的に論じることとするが、ここでは次の事実関係を指摘することにしておく。1944年1月に開始された「国際安定基金の設立に関する専門家の共同声明」についての英米交渉において、英国側が「安定基金」を「国際通貨同盟」と名づけるよう提案したことにより、ワシントン会議は「善意と公平なギヴ・アンド・テークの最高点に達した」(R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 565, 邦訳 (下) 624頁)。米国側にとっては、「同盟」という言葉は債権国に「無限の責任」を課すという「主権の犠牲」を包含していたので、重大な困難のあったことは、周知の通りである。他方、英国側にとっても、単なる「安定基金」を受け入れる意思のないことは、きわめて明白であった。そこで、米国側はかかる事態の収拾を図るために「第2の選択」を採り、「国際為替基金」を提言したのである。米国の狙いが、「基金」を為替市場という狭い範囲内で機能させることにあったは、いうまでもあるまい。これに反して、英国は、「基金」というタイトルを受け入れる他なかったけれども、出来るだけ「銀行原理」を救済しようともくろみ、「国際為替基金」よりも「国際通貨基金」の方が望ましいという線で、決着を図ったのである (*White Papers*, Box 9, Item 24 i)。ところで、「国際通貨基金」がこのような妥協的表現に落ちついた点はまた、ケインズが「ユニタスの貨幣化」を強く望んだこととも関連しているのであるが、詳細は別の機会に改めて論じることしたい。

このため1944年4月11日と17日に、アメリカ専門委員会が開かれることになり、次の点で合意に達することになった。すなわち、(1)株式投資の際にも政府の保証を必要な要件とする。(2)民間企業における所有権を獲得するために政府資金を使用することは、自由企業原則に照らして誤りであるが、その点で、株式投資は世銀の自己資本の小部分に限られるべきである。(3)金償還規定は、大部分の国の金出資が困難であるという事実を鑑み、抹殺されるべきである。(4)世銀のローン保証総額の最大限を銀行草案に含めるべきか否かについては、健全な通貨原則にもとづき適当な制限が課せられるべきとする。以上である。ただし、貸付手取金の自由な支出とローンの拒否権との部分的対立については、融資国は自国通貨の使用に関する最終的コントロールを与えられるべきであるとする意見が大勢を占めたために解決がみられなかった⁷⁹⁾。なお、この問題は、後でみるブレトン・ウッズ会議において、世銀を「保守的な金融機関」にすべきか否かという大論争に発展したことを付言しておこう。

こうして、米国省間委員会において、アメリカ側の世銀案に関する基本的合意が得られ、4月17日に世銀の予備草案が作成されたのである。この世銀予備草案の最大の特徴は、前章でみた英米の世銀に対する反対を和らげるため、したがってまた11月草案に何らかの修正を施す必要に迫られ、世銀の目的・政策として「銀行は民間投資家によってなされたローンを保証する」⁸⁰⁾と初めて明確に規定されたことである。この修正案によって、英米間で世銀計画を前進させる基本線が出来上がったのである。ここで特筆すべきは、米国財務省が英米の反響から英米両国の究極的な妥協点を見いだす前兆を慎重に読みとったということであろう。IBRDが大急ぎでスタートをきって駆け出すことになった

直接の契機は、むしろこの点にあったのである。

他方、イギリス側でも米国財務省の世銀修正案の作成により、ケインズが世銀構想の国際投資計画の見通しに楽観的になったのは、疑いない。英国大蔵省が4月20日に、ケインズと世銀予備草案について意見交換を行ない、次のような公式の覚書を作成し、もって世銀の共同声明の発表に備えたのは、まさにこの間の事情を物語っているといえよう。この覚書の内容では、具体的には、ケインズの望んだ方向に沿うものとして、(1)貸付手取金の自由な支出、(2)自国通貨の使用の拒否権、(3)全加盟国による貸付リスクの共有による世銀の「保証基金」化、(4)当初払込出資金の減額、(5)ローン返済の長期化、(6)債権国からの復興・開発ローンの容易化、(7)全てのローンに対する均一の手数料の付加、(8)アンラの目的とIMFのそれとのギャップを埋めるのに役立つように、世銀の戦後復興と発展のためのローンへの関与が強調されていた⁸¹⁾。

みられるように、イギリス側はIBRDの保証機能を重視し、世銀が「基金」として一層よく知られるようになることを追求すると同時に、戦後過渡期の通貨安定措置を世銀に期待したのであった。その上、アメリカの債権国としての責任が過渡期の「国際協力」として明示された点が、とくに注目されよう。

さて、これまでの行論から明らかなように、英米両国とも、IBRDの主たる業務を民間のローン保証にする点で意見が一致したために、ケインズによれば、「国際投資に関する限り、英米間には相互に容認しうる妥協のための根拠がある」⁸²⁾とみなされたのである。それゆえケインズは、イギリスの世銀への最初の払込資本金をきわめて少額にとどめると同時に、アメリカが「保証基金」の大部分の割当額を負うという言質を取りつけることで、IBRD協定成立の見

79) *White Papers*, Box 10, Item 24 1.

80) *Ibid.*, なお, *FR*, 1944, Vol. II, pp. 115-118 も参照。

81) *White Papers*, Box 10, Item 24 1; *FR*, 1944, Vol. II, pp. 120-124.

82) *Ibid.*, p. 46.

通しに楽観主義を表明したのであった。いまこの点を、1944年5月9日に開かれたアメリカ専門委員会での合意事項をみることによって確認することにしよう⁸³⁾。

第1に、タイド・ローン禁止規定とローン拒否権条項との矛盾については、ホワイトが英米双方を満足させる巧妙な妥協案を考え出した。すなわち、まず、プロジェクトが IBRD によって承認された後に、世銀は財が最も経済的に調達しうる国を確かめる。次いで、将来の融資国に自国通貨でのローンの承認を要請する。しかし、もし当該国政府の承認が得られない場合には、世銀は別の国に自国通貨のローンを承認するよう要請するという手続である。

第2に、ローンの拒否権については、アメリカばかりでなくイギリスもまたこれを強く支持した。特定の加盟国通貨のローンは国際収支の均衡を破壊する恐れがあるというのが、イギリス側の理由であった。結局は、政府がひとたび自国通貨の使用を承認した場合には、世銀保有の通貨は自由に支出されうるという点で合意に達したのである。

第3に、当初払込資本金の減額については、アメリカ側は、いかなる場合にも、世銀が全くの借入れなしに何らかのローンを行ないうるような最低限の払込資本を必要とするとして、当初払込出資額を割当額の20%に縮小することに決めたと述べた。これはまた、世銀に金融援助を求めようとは考えていない国が世銀への出資を拒否するという事態を何としても回避しようという米国側の対応策でもあった。

第4に、民間のローン保証機能については、イギリス側は自国の対外準備金の不足のゆえに、アメリカ側の考えを進んで受け入れる意志表示をした。かくて、全加盟国が連帯責任をもってリスクを分担するという斬新な考え方、ケインズによれば、「信用保証の相互的プール」⁸⁴⁾という思考、が受容されることになったのである。

る。

以上みたように、IBRD 構想は国際投資部面の「保証基金」の形で、英米間の「妥協の道」を探りあててことに成功したのである。こうして、IMF と平行して世銀についての英米専門家会議が行なわれることになったのである。それゆえ、6月24日から1週間開かれたアトランティック・シティにおける世銀の予備会議の最中に、ヨーロッパ側は、先にみた英米間の世銀案についての基本的合意にもとづき、いわゆる「ボート・ドラフト」を提出したのである⁸⁵⁾。このようにして、IBRD は長く厳しい助走スタートからようやく離陸することが可能となったのである⁸⁶⁾。なお、この点で、アトランティック・シティの予備会談においてケインズの態度に変化がみられ、彼は IBRD 設立計画に対し急に興味を示すようになったとするガードナーの解釈には、疑問なしとすることはできないのである⁸⁷⁾。

さて、IBRD 構想がいかなる現実のものとし

85) *FR*, 1944, Vol. II, p. 43. 詳しくは、H. J. Bitterman, *op. cit.*, p. 68 を参照されたい。

86) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 576, 邦訳(下) 635頁。

87) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 117-118, 邦訳(上), 258頁。なお、これまでの行論から明かなように、ケインズの態度の急変といわれるものは、彼が IBRD を過渡期のタームで考え直したことにあるといえよう。すなわち、IMF の目的とアンラがなじうる限られた規模の復興との間のギャップを埋めるために助力するように世銀を考え直すべきと国務省に訴え、これが認められたからであった。かくて国務省の「対外経済政策執行委員会」は5月26日、復興金融を促す法律制定に関する次のような勧告を承認したのであった。すなわち、IBRD が設立されるまでの間の復興・開発プログラムを金融する措置として、(1)ローン形態での復興金融、(2)輸出入銀行の権限の拡充、(3)ヨーロッパ諸国に対するクレジットの拡大に民間の参加を許すためのジョンソン法の廃止、(4)証券取引委員会(SEC)の管轄権内での証券法の改正による対外ローンと投資の促進が挙げられていたのである(*FR*, 1944, Vol. II, pp. 44-46)。それゆえ、ケインズが IBRD に楽観主義を表明したのは、彼の国際投資計画の原則と同じ軌道の延長線上に連っていることは明白である。この点で、ガードナーはケインズの真意を十分に伝えているとは思われない。

83) R. W. Oliver, *op. cit.*, pp. 171-174.

84) *JMK*, Vol. XXVI, pp. 76, 104.

て存立可能となったのかは、以上の展開により明らかであろう。世銀に関するケインズとホワイトの妥協が成立したことによって、世銀の眼前に横たわっていた英米間の最大の障壁が取り除かれることになったのであった。いま、ここで改めて示せば、次の通りである。すなわち、(1)英国側の自国通貨の使用の拒否権と米国側のローンの拒否権が共に、タイド・ローン禁止規定に抵触しないと解釈された。(2)世銀の主要業務を民間のローン保証に制限することにより世銀の資金が債務国に支配されるという米国実業界の批判を回避することができる。(3)世銀が民間の金融機関を補足すると規定されたことは、自由民間企業原則とも両立できる。(4)当初払込資本額を応募額の20%に制限することは、各国の加盟の条件をいちじるしく緩和しかつ容易にすることができる。以上の方向での事態収拾策が、IBRDの英米交渉に終止符を打ち、したがってまた、IBRD協定成立への調整を最終的に可能にした基本線に他ならなかったのである。こうして、ブレトン・ウッズへの前進がはじめて可能となったのである。

しかしながら、ケインズとホワイトの世銀計画に対する妥協の成立はまた、IBRDをいかなる方針に沿って一層急速に前進させるのがベストの手段であるかという問題をも生じさせたのである。より保守的な金融機関に賛成する米国金融界では、世銀はケインズとホワイトの理念の結婚したものとみなされがちであったからである⁸⁸⁾。それゆえ、ブレトン・ウッズにおいては、世銀の将来の進展に対する反対と中断を積極的に防ぐことが肝要とされたのであった。それでは、ブレトン・ウッズでは、いかなる方針に沿ってIBRDを前進させるのがベストの手段とみなされたのであろうか。

2) IBRD協定と「国際協力」

1944年7月1日、44ヶ国の代表が参加して、

88) J. M. Blum, *op. cit.*, p. 254.

ブレトン・ウッズ会議が開かれた。そして、7月6日に各国代表者に提出された「復興開発銀行設立協定」予備草案は、これまでの検討からも明らかのように、ケインズとホワイトの構想の「混合物」に他ならなかった⁸⁹⁾。このためニューヨーク金融界にとって世銀案は、多額のアメリカの金を利用可能にし、世界的インフレのための道を開く点で、ケインズがスポンサーの「スペンディング・プログラム」⁹⁰⁾の一部に他ならなかった。また、通貨問題に対する最小限の政府統制と金本位制への復帰を強く望んでいた金融界が、世銀を「アメリカの資本市場を統制するための隠された方策」⁹¹⁾として攻撃したのもきわめて当然であった。ブレトン・ウッズ協定の批准の際に、IBRDが国際資本市場に対して外から統制の枠をはめようとするばかりでなく、民間の国際投資に対する保証または参加によって国際資本移動の方向と規模を内面的にも規制するものと批判されたのは、まさにこのためであった。みられるように、世銀案はアメリカの金融界のリーダーに突き付けられた一つの「挑戦状」に他ならなかったのである。ローズベルト政権がケインズの名に訴えることなしに、したがってまた、「国際協力」をもってケインズ流の拡張主義を肯定するのが最善の戦術であるとみなし、世銀協定の大きな前進を図ったのは、何よりもまずこの点に根拠の一因があったと考えられるのである。

それゆえモーゲンソー長官は、安定的かつ秩序ある「国際通貨」関係の制度を確立し、国際投資を復活する手段としての多角的かつ恒久的な「国際協力」をもって、孤立主義者や銀行界に挑戦したのである。また彼は、世銀は「国際金融の神殿から高利貸だけを追放」し、「若干

89) U. S. Department of State, *Proceedings and Documents of the United Nations Monetary and Financial Conference, Bretton Woods, New Hampshire, July 1-22, 1944* (以下 *Proceedings* と略記する), 2 Vols, Washington, 1948, pp. 190-215.

90) J. M. Blum, *op. cit.*, pp. 253-254.

91) CFC, Vol. 160, August 10, 1944, p. 591.

の民間銀行家が過去に国際金融に行使したコントロールを制限する」だけであるとして、「国際経済学におけるニュー・ディール」が民間の自由企業原則とは対立しないという言質を与えたのである⁹²⁾。ケインズもまた、世銀の任務は世界経済の「計画的拡張」を促進し、かつアメリカの民間投資家の利益の「安全装置」として、したがってまたローンの「保証人」として行動することにあると述べて、世銀がケインズ主義的理念のすぐれた化身とみなされることを防ごうとしたのである。ケインズが、世銀は自分の名前と離れ難く結びついているイギリス生まれの「サンタクロース」であるという批判をかわし、世銀の緊急性を訴えたのは、まさにこのためであった⁹³⁾。

こうして、ブレトン・ウッズにおいては、普遍主義的な「国際協力」による以外には「国際通貨」と国際金融問題に対処するいかなる方策も見出されえなかったのである。調和的な国際経済関係には、為替を安定化し為替取引の制限を排除するための「国際協力」と国際投資を保証しかつ管理する「国際協力」が要請された所以である⁹⁴⁾。では、ブレトン・ウッズで承認された「国際協力」はいかなる意味において戦後国際経済関係の組織化にとっての新しい試金石とみなされたのであろうか。

複数の列強独占を構成要素とする世界経済においては、「国際協力」によって列強間の国益を保護することができると想像することが「一種の幻想」であったことは、第二次大戦によって実証されたところである。しかし、一つの債権国と多数の債務国から構成されると予想された戦後の「一つの世界」という状況下において

は、列強間の対立・抗争を「国際協力」に替えることが可能であるし、かつまた「国際協力」は実在しうると考えられたのであった。それゆえモーゲンソーやホワイットに率いられた財務省は、世界経済の拡大均衡を保証するために、したがってまた、世界各国の政府間での国際協定および強力な権限と資金を有する国際機関の創出によって世界経済の「国際通貨」と国際投資関係を組織化するために、「国際協力」を強く主張したのである。そして、これがまた「国際経済学におけるニュー・ディール」の実験といわれる所以は、国際的な為替相場の安定や国際投資問題は一国または二・三の国の能力と範囲を超える世界的規模の問題であり、したがってまたそれらは多角的な自由貿易体制を超えて各国すべての生活水準の向上に帰着する高度な「生産の国際的編成」にまで突き進む恒久的な問題を含んでいたからに他ならない。かくて、世界各国の政府が国民経済の組織化において決定的な役割を演じるようになった第二次大戦後という資本主義の新局面においては、アメリカの国益の保護と「国際協力」の発展とは必ずしも対立関係にはなく、まさにそれゆえにこそ、「国際協力」だけがアメリカの国益の唯一の「安全装置」に他ならないとみなされたとしても、あながち無理からぬ一面を有していたといえよう。米国の国益を保護する最も賢明かつ有効な方法が、「ブロック主義」の反対物としての「国際協力」であるとブレトン・ウッズで連合諸国間に認められるに至ったのは、まさに第二次大戦によって得られた最大の教訓でもあったのである⁹⁵⁾。要するに、ブレトン・ウッズの「国際協力」は、それが無い限り、戦後の「国際協力」プログラムはすべて「双務的差別主義」の海の彼方に消え去るであろうという基本法典に昇華したのであった。他ならぬ米国が世界市場を対立するブロックに分断する「差別主義」、したが

92) *DSB*, Vol. XI, July 2, 1944, pp. 15-16.

93) *NYT*, July 4, 1944, pp. 1, 15; *JMK*, Vol. XXVI, pp. 103-104.

94) この点については、Edward M. Bernstein, "A Practical International Monetary Policy", *AER*, Vol. XXXIV, December 1944, pp. 840-847; *CFC*, Vol. 160, September 7, 1944, pp. 1046-1047 を参照。

95) Henry Morgenthau, Jr. "Bretton Woods and International Cooperation", *Foreign Affairs*, Vol. 23, No. 2, January 1945, pp. 183-188.

ってまた、各国を「孤立主義」から解放するために、普遍的な「国際協力」を提唱したのであった。しかしながら、まさにそれゆえにこそ、「国際協力」の内容と範囲は以下のような仮定にもとづくことになったのであって、その点で、多くの制約が刻印されていたといわざるをえない。すなわち、(1)英米間の経済的利害は、国際貿易が伸張し、国際投資が拡大する限り、調和しうる、(2)経済発展段階の異なる各国が共通の通貨・投資政策を作成する枠組が確立される限り、先進国と後進国との間の経済的利害を相互に両立させうる、(3)世銀による経済復興と経済開発が促進されることにより、先進国と後進国との間の国際貿易上の経済的利害の調和が可能である、(4)経済制度の異なる国が参加することによって、資本主義と社会主義の共存が可能となる、という仮定のなかにこそ、ブレトン・ウッズの「国際協力」の限界が伏在していたのである⁹⁶⁾。ともあれ、世界各国がブレトン・ウッズ協定を受け入れる程度と範囲に応じて、「国際協力」が発展しうると楽観主義的に評価された点こそが、問題の要点なのである。

さて、これまでの検討から、ブレトン・ウッズの「国際協力」が普遍妥当的でないことは、いまや自明であろう。では、合衆国が戦後再編計画を具体化する上で、「自由・無差別・多角主義」の理念を提唱するばかりでなく、かかる制度を運行する必要な措置として併記した「国際協力」の思考の線上で、国際投資問題の「調停者」としての世銀の設立協定はいかに処理されたのであろうか。

モーゲンソーによれば、世界経済の縮小主義は世界市場をめぐる競争を死滅的かつ破壊的な形態にするのに対して、世界経済の拡張主義は競争を決して排除しないけれども、調和的な国際分業関係を形成・再編する起動力に他ならなかった。そして、国際投資の「国際協力」によって拡張主義的圧力を世界経済に加えようとしたものが、他ならぬ IBRD であったのであ

る⁹⁷⁾。だが、世銀設立協定が「国際協力」の程度と範囲ともかかわって、拡張主義の中身と度合の点で種々の対立を孕んでいたことは、既にみた通りである。それは、次のようにまとめることができよう。すなわち、世銀協定には基本的に、(1)世銀を「銀行」と呼ぶべきか否か、(2)復興または開発のいずれに優先権を与えるべきか、(3)銀行のローンと保証の限度をいくらにすべきか、(4)世銀の本部をどこにすべきか、をめぐっての論争があったのである。以下、IBRD協定の問題点を順次みていくことにしよう。

(1) IBRD のタイトル

ブレトン・ウッズにおいては、英国の駐米大使館の経済顧問レドヴァース・オピー(Redvers Opie)をして世銀を「銀行と呼ぶことはベターではないだろう」⁹⁸⁾といわしめた方で妥結するかにみえた。けれども、「銀行」というタイトルがそのまま残されたのであった。各国は、少なくとも、(1)世銀が預金——貸付業務を行なわず、しかも(2)民間のローン保証が世銀の主要業務とされたために、「銀行」というタイトルには批判的であった。しかしながら、米国側からはとくに「銀行」の名前については異論がでなかったために、結局は他によい名前が見あたらないという理由で、「銀行」という言葉が残ることになったのである⁹⁹⁾。

なお、米国が「銀行」という名前を受け入れたことについて付言すれば、後述する世銀の大きさとも当然関連すると思われるが、ここでは、次の点、すなわち、「銀行」とは融資が要請されるプロジェクトのメリットの慎重な考慮によって管理される正常な線に沿った堅実な保守的な金融機関でなければならないとする米国金融界の教義にもとづいていた、ということを銘記すべきであろう¹⁰⁰⁾。実際、ホワイトが、世

97) *Ibid.*, pp. 184-188.

98) *White Papers*, Box 10, Item 24 l.

99) *Proceedings*, pp. 190-215, 496, 1101.

100) Arthur Smithies, "International Bank for Reconstruction and Development, *AER*, Vol. XXXIV, December 1944, p. 787.

96) *Ibid.*, pp. 188-191.

銀は「非常に保守的な銀行」であり、世銀への拠出は「投資であって支出ではない」¹⁰¹⁾と述べたのは、世銀が「もっと大胆な方向」に進まないことの言質を与えるためであったとみることができる。D. アチソン (Dean Acheson) 国務次官によれば、米国金融界に受け入れられるためには、世銀は「すべてのアメリカ人が理解しうる機関にならなくてはならなかった」¹⁰²⁾のである。

これに対して、イギリスにおいては、「ケインズは後に国際通貨基金を銀行と呼び、国際銀行を基金と呼ぶべきであるといっていた」¹⁰³⁾点ともかかわって、「銀行であるものが基金と呼ばれ、基金であるものが銀行と呼ばれている」¹⁰⁴⁾とする意見が支配的であった。こうして、IBRD のタイトルには、ホワイトの原案どおり「銀行」が残されることになったが、ホワイトの真の「世界中央銀行」構想のすべてが取り去られることになったのである。以上で、世銀の組織形態が「出資——保証」になるに至った経緯は明らかであろう。

(2) IBRD の融資政策の目的

ブレトン・ウッズ会議における IBRD の重大な問題の一つは、後述する世銀のローンと保証の限度とも関連するが、世銀が復興または開発のいずれに優先権を与えるのかという融資政策に関係していた。

既にみたように、欧州諸国は過渡期の復興ローン措置を重視すると同時に、世銀の民間ローン保証業務を強調していた。では、この一見矛盾するかのようにみえる欧州各国の態度は、いかに理解されるべきであろうか。その回答が、欧州諸国が IBRD を平時と過渡期のタームで

考えていたという歴史的事実のなかにあったことは、否めない。というのは、復興期間中は借手であるのに、他方、復興終了後には貸手になることが予想される欧州各国は、その地位が両方の役割において保護されることに第一義的な課題をおいたからに他ならない。なかんずく、彼らが世銀を戦後過渡期と平時という思考の枠内で考えたのは、論理的必然であったといえよう。けだし、欧州各国は、一方過渡期においては世銀から復興ローンを無差別に自動的権利として与えられることを欲すると同時に、他方平時においては世銀のローン保証業務によって世銀の活動を選択的にし、もってクレジットに対する自動的権利を与えないようにしようとしたからであった¹⁰⁵⁾。後者については、世銀が直接ローンを行なう場合には、不可避免的に単一の金利が課せられると規定されていたので、世銀の貸付能力を上回る借入需要が生じて、銀行の資産が枯渇すると予測されたこと、それゆえ、世銀の主要業務を民間のローン保証に制限することによってローンを選別し、もって銀行の資金を保護しようと図ったことが留意されるべきである。ハロッドをして「ケインズは、もしその銀行が十年間にその資産を使い果たさなかったならばその任務を履行しなかったことになるだろう、と断言していた」にもかかわらず、「大体において彼は銀行がかなり正統的な構造をもつことに賛成であった」¹⁰⁶⁾と言わしめたのは、まさに以上の文脈のなかで理解しなければならぬ。

一方、低開発諸国が開発ローンの方を重視したのは、これもまたきわめて当然であった。低開発諸国の大半は依然として債務不履行に陥っていて、民間市場での借入が困難であったことと、さらにたとえ民間市場で借り入れたとしても、高い利子を払わなければならなかったことが、その理由であった。IBRD の低利かつ長期の開発ローンが、後進諸国の実質所得の向上や

101) CFC, Vol. 160, August 10, 1944, p. 591.

102) *Ibid.*, August 24, 1944, p. 802. また、財務省通貨調査局次長としてホワイトを補佐した E. M. パーンスタインも、IBRD は「融資機関」ではなく「保証機関」として意図されている (ditto, September 7, 1944, p. 1047) と述べた。

103) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 540, 邦訳 (下) 597頁。

104) U. K. Parliament, HC, Vol. 417, Deb. 687-688, 13 December, 1945.

105) H. J. Bitterman, *op. cit.*, pp. 70-71.

106) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 580, 邦訳 (下) 639頁。

生活水準の上昇に助力し、もって世界貿易の秩序ある拡大に寄与する上で大きな役割を演じると期待された所以であった。しかしながら、他ならぬ復興後の後進国の開発問題は、ブレトン・ウッズにおいては十分議論されなかったのである¹⁰⁷⁾。

ともあれ、世銀が復興または開発のいずれに優先権を与えるべきかという論争は結局、銀行の自由裁量に委ねられることになった。それゆえ銀行の資金は、開発および復興のいずれにも「公平な考慮を払って」使用されねばならないと規定されることになったのである。

(3) IBRD の貸付限度

IBRD の貸付限度をめぐる論議は、先にみた世銀を「銀行」と呼ぶべきか否かという問題ともかかわって、ブレトン・ウッズにおける最大の問題点であった。しかし、ハロッドによれば、この問題は「いちども完全には議論されなかった」¹⁰⁸⁾という。しかしながら、世銀の「投資保証基金」への後退という、いわゆる IBRD 協定成立の基本論理を解明しようというわれわれの課題にとって、上の問題はまさに避けて通ることのできない問題である。そこで、ブレトン・ウッズにおいてもホワイ特が「国際協力」の線で世銀という新しい時代の大きな容器を創出することに死力を尽し、それに「銀行」という名前を留めることに成功したけれども、まさにその当然の事態の他の一面として、世銀に拡張主義という新しい酒を注ぎ込むことに失敗したことを明らかにしたい。これによって、世銀が「保証基金」という存在形態を獲得するに至った歴史的條件、したがってまた、世銀が拡張主義的圧力なき IBRD として換骨奪胎され、時代錯誤の存在と化した根拠の一端も明らかとなるであろう。

ブレトン・ウッズ会議において各国の代表者に提出された IBRD 協定の予備草案には、世銀のローンと保証の限度が記入されていなかった

た。このために、世銀の大きさをどの程度にするかをめぐって論争が発展したのである。財務省は、世銀を「銀行」になぞらえて、国際銀行はある程度正統派的な慎重さから離れて進むべきと考えていた。それゆえ、世銀の「質疑応答集」において、200ないし300%が適当であると示唆していた。しかし、ホワイ特自身はもっと大胆な方向に沿って400ないし500%の線で考えていた。彼によれば、戦後予想される世界の資本需要は、(1)戦災国の失業や社会不安の増大、(2)合衆国の販売市場を拡大するためのローンの供与、(3)債権国としての合衆国が単独で負うには余りにもリスクと負担が大きすぎる復興・開発ローンのゆえに、膨大な額になると思われた。したがって、ホワイ特にとっては、米国が債権国としての責任を有効に果たすためには、世銀がその貸付限度を高めつつ貸付リスクを縮小することによって、上の矛盾を回避することがベストな方策に他ならなかった¹⁰⁹⁾。これに反して、ケインズは、「生来の傾向から大規模なものに賛成していたであらうけれども、イギリスの将来の資金難を思っ、この衝動に従うことはできなかった」¹¹⁰⁾。したがって、ケインズは公

109) *Proceedings*, pp. 195-196, 373-378, 543, 631, 701, 859; *CFC*, Vol. 160, August 10, 1944, p. 591; J. M. Blum, *op. cit.*, p. 272. ここで、後進国の経済開発問題が大战後に固有の問題として登場してくる点について一言しておこう。第1に、低開発国の経済発展問題は一般に後進国の低開発性の問題として扱われているが、第二次大战後の植民地解体と、その結果としてのアジア、アフリカの新興諸国の独立ということを背景として提起された一般的な問題であるということである。第2に、途上国の経済発展問題は、もちろん個々の国の内部の問題に他ならないけれども、先進国と後進国の双方を構成要素とし、それが有機的に結合して成り立っている戦後の世界市場の内的編成の問題でもある。第3の基本的問題は、開発問題は、豊かな国が貧しい国に対して慈善的、恩恵的に援助をさしよるべるといったウォーレス流の「施し」の発想に代表される「第二のマーシャル・プラン」で解決できる問題ではないということとである。これらの問題は、いずれ機会を改めて論じることにした。

107) H. J. Bitterman, *op. cit.*, p. 71.

108) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 580, 邦訳(下) 638頁。

110) R. F. Harrod, *op. cit.*, p. 580, 邦訳(下) 638頁。

式の提案を行なわなかったが、おそらく世銀が100%というかなり正統派的な構造をもつことに賛成すると思われた。H. J. ビターマン(H. J. Bitterman)によれば、総じて世銀の借手になることを強く期待していた諸国は高い限度に賛成した。例えば、ノルウェーが500%を、またポーランドは300%を提案し、これはチェコスロバキアやキューバによって支持された。他方、世銀の借手になることを期待しなかった諸国は、先にみたように、復興後の民間投資の保証を重視していたので、例えばオランダは75%、イギリスは100%を提案した。また、後進諸国や戦災国の多くは200%に賛成した¹¹¹⁾。

ところで、合衆国の代表者の間では、オランダに近い下院の銀行通貨委員会の指導的メンバー、ジェシィ・P. ウォルコット(Jesse P. Wolcott)とホワイトを両極端として見解が分かれていた。ホワイトは200%で解決を図ろうとしたけれども、合衆国の代表たちは結局、シカゴ・ファースト・ナショナル銀行頭取、エドワード・E・ブラウン(Edward Eagle[Ned] Brown)の世銀を金融界から守るには100%以上にすることはできないという主張を受け入れることで、決着をつけることにした。というのは、米国議会においては、「ケインズ」と同様「拡張主義」という言葉は「禁句」に他ならなかったもので、「アメリカの代表は100%で解決する」¹¹²⁾より以外にはないというのが議会筋の支配的意見であったからである。ここで、米議会筋が世銀の低い貸出限度に賛成した事情に一言すれば、もし銀行の資産に対し貸出の高い比率を採用することになれば、合衆国の銀行への応募額をあらかじめ一定に決めない言質を議会に要請することになるのは必然であった。しかしながら、米国政府のかかる保証は、まさに米国が世銀に「無限」の拠出を行なうということを仮定しているのであって、この点で、米国に世

銀に対する「無限の責任」を要求するという、いわゆる「無限の原理」を議会が承認する見込みは全くなかったということを指摘すれば充分であろう。世銀協定が最終的に100%と記入され、したがってまた「最も陳腐かつ保守的な協定」¹¹³⁾になる以外に生まれ出る可能性がほとんどなかった背景は、いまや明白であろう。

(4) IBRD の所在地

世銀の「国際的」性格をめぐるのはソ連に対する配慮から、その非政治性が早くから規定されていた。しかしながら、世銀と基金の本部をどこにおくかという問題は、誰が国際機関を支配し管理するのかという新たな問題を俎上にのぼらせたために、各国、とくに英米の対外政策と間接的に結び付けられることになったのである。ケインズが会議中に世界の金融問題におけるロンバート街の支配を維持するために、それらの所在地をロンドンにするよう要請し¹¹⁴⁾、かかる戦いに破れた後でさえ、「所在地は設立される他の諸機関の所在地に関係なく考慮されるべきではない」¹¹⁵⁾という留保をなしたのは、まさにこのためであった。合衆国の代表は、ワシントンの議会を考慮して、それらの所在地を米国の外にすることに反対したために、結局は「最大の株式数を保有する加盟国の領域内」に所在地がおかれることに決定されたのである¹¹⁶⁾。みられるように、世銀が「純粋な金融機関」という概念から遠ざかり、したがってまた、「アメリカ」の「付属物」としてあつかわれる根拠

113) U. S. House of Representatives, *Committee on Banking and Currency, Bretton Woods Agreements Act, Hearings on H. R. 2211*, 2 Vols. 79 th Cong., 1st sess., March 7-April 11, 1945, p. 41.

114) Jack N. Behrman, "Political Factor in U. S. International Financial Cooperation, 1945-1950," *The American political Science Review*, Vol. XLVII, 1953, pp. 446-447.

115) *Financial Times*, July 4, 1944.

116) *Proceedings*, pp. 392, 618, 853, 1000, 1032, 1065. なお、ケインズがサバンナ会議でも基金と世銀の所在地を国連のあるニューヨークにするよう要求したのは、かかる政策論議の一端を示すものである。

111) H. J. Bitterman, *op. cit.*, p. 75.

112) J. M. Blum, *op. cit.*, pp. 272-273.

の一端がここにあったのである。

以上、要するに、ブレトン・ウッズにおいて、世銀は当初の野心的な「世界中央銀行」構想を完全に放棄したばかりでなく、米国金融界のきわめて保守的な理念と結びついて「保証基金」と化したのであった。これは、先に述べたブレトン・ウッズの「国際協力」が自らの限界を示した結果といえよう。また、米国の金融界と議会に従えば、アメリカの世銀への拠出を自らの隣人を助けるための慈悲深い「施し」と考えることは、国際銀行役立への根本的に誤った行き方であるという方針を色濃く反映していたといえよう。つまり、アメリカが「金持ちの叔父さん」のように行動し、かつ「シャイロック」の役を演じる慈悲深い「おひとよし」であるということは、「危険な幻想」であることが明らかになってきたのである。世銀の「基金」化と軌を一にして、「国際協力」の前途に一つの大きな暗雲が投げかけられたのであった。

さて、これまでの検討から、上でみたように、ハロッドのいうごとく、IBRD の「世界中央銀行」構想が青写真のまま朽ち果てざるを得なかった根拠を通貨外交上の戦術にのみ解消できないことは、いまや明らかであろう。そこには、IBRD 協定の批准問題ともかかわって、世銀の実現をめぐる理論的かつ実践的な「国際協力」問題が伏存していたのである。

IV IBRD 協定批准の方向と過渡期の

「国際協力」——結びにかえて

両大戦間期の国際経済関係の安定が主として、国際資本市場における「感受性」にもとづいていたのとは対照的に、戦後再編計画が IMF と IBRD を基軸として世界市場を組織化しようと呼図していた点において、「国際経済学におけるニュー・ディール」と呼ばれるべき一面を有していたこと、しかし、まさにそれゆえにこそ、本稿の研究対象とした世銀が「ニュー・ディールの国際化」という理想主義に走りすぎる

という試行錯誤を反映していたこと、それゆえに、世銀がブレトン・ウッズ協定成立過程において、遠大な理想から遠ざかりすぎ、もって「敏感な資本市場のまさに不完全な代替物」¹¹⁷⁾にすぎなくなったことが、ブレトン・ウッズ成立史のなかで明らかにされた。かくして、ブレトン・ウッズの普遍的な「国際協力」に生きた血をかよわせるように期された IBRD がホワイトの理想とはほど遠いものとして誕生するより他なかった事情は、いまや明らかであろう。別言すれば、英米相互援助協定第7条を頂点とする戦後再編構想の形成過程からその制度上の具体化であるブレトン・ウッズ協定の成立に至る歴史的文脈のなかで、世銀がいかにして、またなぜに「基金」として成立することになったのかという基本論理は、一見して明らかであろう。

では、上記の IBRD 協定成立の論理と全く別の事情が作用した IBRD 協定批准の基本論理はいかに理解されるべきであろうか。換言すれば、「基金」として最終的に規定された世銀協定は、各国の批准の際に、いかなる形態と存在理由をもって定在すべきとされたのであろうか。IBRD が戦後過渡期において果すよう期待された「国際協力」の最も重要な問題の一つがここにあることは、疑いえないであろう。

さて、世銀の「基金」への後退に象徴されるように、アメリカが「新しい時代」の「国際協力」という大きな器を創出することに支持を与えながらも、注ぐ中身の拡張主義を換骨奪胎し、これを保証しないという矛盾した立場をとったことは、過渡期に要請される「国際協力」にいかなる課題を加えたのであろうか。戦後直後の国際経済関係の進展によって、過渡期の「国際協力」が世銀協定にいかなる修正を迫り、いかなる課題を付加したのかは、いずれ別稿にて詳細に言及したいと思うが、ここでは戦後再編構想原理の「修正」問題とのかかわりで、いく

117) William Fellner, "the Commercial Policy Implications of the Fund and Bank", *AER*, Vol. XXXV, 1945, p. 263.

つがの事実を指摘して若干の展望を与えることにしたい。

第1に、戦後の「自由・無差別・多角主義」の将来は、「基軸通貨」案の示唆したように、戦後の世界における唯一最大の強国、アメリカがブレトン・ウッズ機構の外から資本を惜しみなく与え、¹¹⁸⁾財を惜しみなく輸入するという債権国の責務を果たすか否か、したがってまた、世界各国が「多角主義」の長期的利益を信じて、「多角主義」を受け入れる程度と範囲に依存することになった。ブレトン・ウッズにおいて、世銀が戦後の世界経済の「編成軸」の一つとして、「国際協力」に対する希望をあらわすと同時に、その機能が大いに謳われた所以である。

第2に、ブレトン・ウッズ協定がまさに検討されていた最中の各国の戦後過渡期の国際経済関係は、米国では総じて、シャハト的原則にもとづく為替管理と双務支払・貿易協定によって世界市場を分断する「邪悪な計画」を軸として展開されているとみなされた。その上、双務的貿易体制の確立は、ブレトン・ウッズ協定にもかかわらず、永続的に固定化されざるをえない状況にあった。英国では、この双務的協定は、ブレトン・ウッズ協定と対立するものとはみなされなかったのである。何よりもまず、英国にとっての「国際協力」の最大の問題は、高度な雇用と所得の維持を目指す国内政策がより自由な国際経済関係と調和するような方法、したがって「国際協力」を通じてすべての国が完全雇用政策を追求することを可能にするような国際貿易の条件を見つけたことにあったのである。この点で、ブレトン・ウッズ協定はイギリスの戦後再建問題を解決するのに十分な拡張主義を提供するものではなかった。したがって、英国では、戦後の国際収支不均衡が終止するまでは、「全世界とまではいかない」、「完全に多角的とまではいかない」解決策が最善の処置とみなされたのである。「多角主義」が文字通り全世界的に展開されないとすれば、その次善の策はこの原理をできるだけ広い地域にわたって

適用する以外にはありえなかった。要するに、「多角的多角主義」の代替策として「双務的多角主義」を追求し、而して「多角主義」を段階的に実現することこそが最善の途と考えられたのであった¹¹⁸⁾。

第3に、米国側にとっては、かかる「双務的多角主義」は一種の「地域主義」に他ならなかった。それゆえ、「双務主義」の拡大が最終的に「多角主義」に収斂し、したがってブレトン・ウッズが究極に目指す「自由・無差別・多角主義」と両立する傾向を有するとはいえ、即時的にはそれと対立する「呪」以外の何物でもなかった。かくして、ブレトン・ウッズ協定の批准の際に直面した合衆国の最大の難問は、復興援助を最小限にすることと、「自由・無差別・多角主義」との矛盾を回避しつつ、「孤立主義」から「国際協力」への途をいかに拓いていくかにあったのである。換言すれば、戦後の世界経済の構造が閉鎖経済的なものになることを避けるべく、アメリカの指導下に「多角主義」をより現実的に「双務主義」的に追求し、もって開放経済体制を維持しようという、いわゆる「多

118) J. B. Condliffe, "Exchange Stabilization and International trade", *The Review of Economic Statistics*, Vol. XXVI, No. 4, November, 1944, p. 166; *The Economist*, Vol. cxlvi, February 5, 1944, pp. 169-170; T. Balogh, *The International Aspect of Full Employment*, in the Oxford University Institute of Statistics, *The Economist of Full Employment*, London, 1944, Repr, 1967, p. 178; Loard Beveridge, *Full Employment in a Free Society*, London, 1944, Repr, 1967, pp. 238-241, 邦訳『自由社会における完全雇用(下)』日本大学経済科学研究所, 1953年, 77-82頁。なお、この点については、Gergh, N. Halm, *International Monetary Cooperation*, New York, 1945, pp. 176-180 も参照。また、ブレトン・ウッズ協定に先行する形で展開した欧州諸国の双務通貨・通商協定網の拡大については、差しあたり、Raymond F. Mikesell, *Foreign Exchange in the Postwar World*, New York, 1954, pp. 35-36; Judd Polk and Gardner Patterson, "The Emerging Pattern of Bilateralisms", *Quarterly Journal of Economics*, November 1947, pp. 118-142 を参照されたい。

「角的双務主義」の採用に他ならない。なお、この点で注意すべきは、ケインズが援助と「国際協力」を結びつけて、援助なしの「双務主義」かまたは援助による「多角主義」の途かという二者択一を合衆国に迫ったことと軌を一にしているということである¹¹⁹⁾。

第4は、上述の点ともかかわっているが、ブレトン・ウッズ協定がそれ自体では、過渡期の「国際協力」を行なう基盤を創出しえず、あまつさえ真のグローバルな「国際協力」の基盤を傷つけるとすれば、ブレトン・ウッズに代わる何らかのアプローチが追求されざるをえなくなることは必至だった¹²⁰⁾。ウィリアムズの「基軸通貨」案が装いを新たに急浮上してくる根拠の要因は、まさにこの点にあったといえよう。

しかし、この点で注目すべきは、ウィリアムズがブレトン・ウッズの「ユニバーサル・アプローチ」そのものを否定しようと意図したのではなく、その修正を企てたということである。すなわち、(1)過渡期に IMF の目的である多角的貿易と自由為替体制、一言でいえば「多角的多角主義」を即時的に建設することは「空想」以外の何ものでもない。(2)これに反して、世銀は IMF 実動の要件たるより正常な長期状態を創出するのに助力するので、過渡期においても有用でありうる。(3)それゆえ、IMF 協定の採択を延期して、世銀に為替安定ローンをなす機能を付加する。(4)しかし、「基軸通貨」案は「強国のアプローチ」なので、「国際協力」の範囲が

双務的なものに限定されざるをえない。そこで、「基軸通貨アプローチ」はブレトン・ウッズの「普遍的アプローチ」にとって替わるものではなく、それを補足するものにすぎないとする相互補完論で事態の局面の打開を図ったのである。このように、ウィリアムズは、英国が当面する過渡期問題をブレトン・ウッズ機構の枠外から解決するためにいわゆる「キー・カレンシー・アプローチ」を提唱したのであるけれども、このアプローチがブレトン・ウッズの「ユニバーサル・アプローチ」に代位するものでないことの証として、ブレトン・ウッズの修正を提言したのであった¹²¹⁾。

いずれにせよ、ブレトン・ウッズ方式と「基軸通貨」方式は、そのアプローチの仕方においては全く違ったものであったし、その反対物であるとさえいえるものであった。では、なぜ過渡期にその両方が必要とされたのであろうか、別言すれば、過渡期において、限られた程度の「国際協力」ばかりでなく、グローバルな「国際協力」も依然として要請された所以は、一体いかなる事情によるのであろうか。これを IBRD に即していえば、世銀自身の内に宿していた「国際協力」とは別個のものが、IBRD 協定批准の基本条件として必要とされたのはなぜかという問題に他ならない。

これらの諸問題の検討を含んだ IBRD 協定批准の基本論理を検討することが求められよう。次稿の課題としたい。

119) NYT, September 13, 1945, p. 12; CFC, Vol. 162, September 20, 1945, p. 1345.

120) *The Economist*, Vol. cxlvii, September 9, 1944, pp. 355-356; Whinthrop W. Aldrich, *Some Aspects of American Foreign Economic Policy*, Chase National Bank, New York, 1944, pp. 3-26. *The Financial Times*, September 8, 1945.

121) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 103-137, 154.